

閲覧用

皆様のご意見をお寄せください

杉並区
一般廃棄物処理基本計画
(案)

平成25年度～33年度

平成25年4月
杉並区

ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続き）

区では、平成24年に策定した新たな基本構想に掲げた「みどり豊かな環境にやさしいまち」を実現するために、杉並区環境清掃審議会からの答申を受けて、一般廃棄物処理基本計画案をまとめましたので「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」に基づき、皆様のご意見を伺います。

郵便、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙に書いて、ご意見をお寄せください。区ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書きください。（公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見は、計画案の最終とりまとめに活かしてまいります。

また、ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成25年7月頃に公表する予定です。

【 閲 覧 場 所 】

ごみ減量対策課事業計画係（区役所西棟7階）、区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館、杉並清掃事務所、杉並清掃事務所方南支所、高円寺車庫でご覧いただけます。

（各閲覧場所の休業日を除く）

意見募集期間	平成25年4月21日（日）～5月20日（月）
意見提出先	杉並区環境部ごみ減量対策課事業計画係 〒166-8570 杉並区阿佐ヶ谷南1-15-1 FAX 03-3312-2306 E-Mail gomigen-k@city.suginami.lg.jp
区公式ホームページ 問合せ先	http://www.city.suginami.tokyo.jp/ 杉並区環境部ごみ減量対策課事業計画係 TEL 03-3312-2111（代表）

目 次

第 1 章	基本計画の改定にあたって	
	基本計画改定の背景	1
	基本計画の位置づけと計画期間	3
1	位置づけ	3
2	計画期間	3
第 2 章	ごみ処理基本計画	
	基本目標と計画目標	5
1	計画改定に際しての課題	5
2	基本目標	6
3	計画目標	6
4	計画指標と達成管理	7
	目標達成に向けた取組	8
1	更なるごみの減量	8
2	水銀含有物や小型電子機器などの資源化の促進	10
3	区民・事業者・NPO・区等との協働	12
4	区民一人ひとりの意識向上のための普及啓発と教育の充実	13
5	継続的な計画の進行管理	14
	ごみの減量の実現に向けて	15
第 3 章	生活排水基本計画	
	生活排水処理の現状	17
	生活排水処理の処理主体	17
	生活排水処理の取組	17
1	基本方針	17
2	具体的方針	17
3	し尿、汚泥の収集・運搬及び処分	18
4	広報・啓発活動	18

参考資料 目次

参考資料

1	地域の特性	
1	1	杉並区の位置と形状・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
1	2	人口等・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
1	3	土地利用・住宅・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
1	4	産業構造・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2	資源物・ごみ処理の現状	
2	1	資源・ごみ量・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2	2	資源回収のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2	3	家庭ごみの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
2	4	収集運搬・中間処理・最終処分・・・・・・・・ 33
2	5	生ごみの減量・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
2	6	ごみ・資源にかかる経費と収入・・・・・・・・ 39
3	前計画における成果	
3	1	数値目標達成度・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
3	2	各個別計画の成果・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
4	ごみ・資源量の実績及び推計	
4	1	平成 22 年度分別排出実績・・・・・・・・ 44
4	2	目標年度の分別排出量推計・・・・・・・・ 45
5	杉並清掃工場建替工事のあらまし・・・・・・・・ 47	

第1章 基本計画の改定にあたって

基本計画改定の背景

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムは生活の豊かさと便利さをもたらしてきましたが、一方で地球温暖化や天然資源の枯渇をはじめとする地球規模の環境問題を引き起こしています。

これらの諸問題を解決し、持続的な発展と豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくためには、生産・流通・消費の社会経済活動の各段階において、区民・事業者・NPO・区等それぞれが役割を担い、省資源と資源の再利用により環境への負荷をできるだけ軽減できる循環型社会を目指さなければなりません。

区では平成15年3月に策定し、平成20年3月に改定した「杉並区一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という）が5年を経過し現在に至っています。

この間、廃棄物行政をめぐる以下のような状況の変化が見られます。

年	月	国の動向	月	東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合の動向	月	杉並区の動向
2008 平成 20年	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次循環型社会形成推進基本計画」策定 ・「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合を推進 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改定 ・分別収集区分や処理方法などについて、環境負荷面、経済面などから客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努める ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本計画 2008」策定 ・「東京都環境確保条例」改正 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・「杉並区レジ袋有料化等の取組推進に関する条例」施行 ・廃棄物手数料の改定 ・廃プラスチックサーマルリサイクルを全域で実施 ・プラスチック製容器包装の集積所回収を全域で実施 ・ペットボトルの集積所回収を全域で実施 ・古紙早朝回収及び資源持ち去りパトロールを実施 ・粗大ごみ収集を委託化（区内全域1エリアでの収集開始） ・第6回中学生ごみ会議開催（～21年1月）
	6		7		12	
2009 平成 21年	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「家電リサイクル法」改正 ・対象品目をブラウン管式テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンに液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を加える 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都推奨ごみ袋制度の廃止 ・「東京都地球温暖化対策指針」策定 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみの収集日を隔週から月2回に変更 ・レジ袋不要カードを区内コンビニエンスストアに設置（～6月） ・杉並不燃中継所操業終了 ・ペットボトル拠点回収縮小 ・スプレー缶、カセットボンベ、ライター他の不燃ごみとの分別収集開始 ・杉並区商店会連合会に属する区内商店で「レジ袋削減協力金箱」設置開始 ・資源の収集・運搬禁止命令違反者に対する氏名等の公表または罰金を科す改正「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」施行 ・区内コンビニエンスストア等でなみすけ絵柄のレジテープによるレジ袋削減の取り組み開始 ・第7回中学生ごみ会議開催（～22年1月）
					6	

年	月	国の動向	月	東京都及び東京二十三区 清掃一部事務組合の動向	月	杉並区の動向
2010 平成 22年	12	・廃棄物の減量その他その 適正な処理に関する施策の 総合的かつ計画的な推進を 図るための基本的な方針の 変更 平成 27 年度において対平 成 19 年度比で、排出量を約 5 % 減、再生利用量を約 20%から約 25%に増加させ る	2 4 8	・東京 23 区清掃一部事務組合 「一般廃棄物処理基本計画」策定 循環型ごみ処理システム推進 ・温室効果ガス排出総量削減義務 と排出量取引制度の開始 ・「第 6 期東京都分別収集促進計 画」策定 平成 23 年度～27 年度 資源回収 量を 100 万トンと計画	7	・中学生環境サミット開催 (～9月)
2011 平成 23年			6 11	・「東京都廃棄物処理計画」 改定 3R の推進・適正処理の促進・静脈 ビジネス発展の促進を柱に、平成 27 年度最終処分量を平成 19 年度 比 30%減の計画 ・岩手県宮古市の災害廃棄物の受 入(民間処理業者)	1 4 5	・化粧品のパンを不燃ごみから資 源のびんとして回収開始 ・プラスチック製容器包装の残さ の一部を固形燃料化 ・第 2 回中学生環境サミット開催 (～9月)
2012 平成 24年			2 3 6 7	・岩手県宮古市の災害廃棄物の受 入(民間処理業者) ・建替え工事のため杉並清掃工場 への搬入停止(～29年度) ・宮城県女川町の災害廃棄物の受 入(清掃工場で焼却開始) ・宮城県石巻市の災害廃棄物の受 入(民間処理業者) ・岩手県大槌町の災害廃棄物の受 入(民間処理業者)	1 4	・粗大ごみの受付センターの変更 (杉並区コールセンターから東 京都環境整備公社へ) ・水銀体温計・水銀血圧計の拠点 回収開始 (区内 4 か所) ・インクカートリッジの拠点回収 開始(区内 4 か所、プリンター6 社による「インクカートリッジ里 帰りプロジェクト」参加 ・プラスチック製容器包装の回収 を委託化(資源の回収が全て委託 に)

こうした状況に的確に対処するため、平成 25 年 2 月に杉並区環境清掃審議会から出された答申「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」を踏まえ、区民・事業者・NPO・区等が適切な役割分担の下に一体となって有効な指針とするため、「杉並区一般廃棄物処理基本計画」を改定することとしました。

基本計画の位置づけと計画期間

1 位置づけ

区では平成24年に「杉並区基本構想(10年ビジョン)」を策定し、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を将来像として掲げ、広く区民の皆さまと共有しながら、施策の推進に取り組むこととしています。また、これを実現するための「杉並区総合計画(10年プラン)」と「杉並区実行計画(3年プログラム)」を策定しました。

杉並区一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という)は、杉並区基本構想(10年ビジョン)で掲げた「目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち」と、これを受けて策定された杉並区総合計画(10年プラン)で掲げた「施策10 ごみの減量と資源化の推進」を具体的に実現するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、区の清掃・リサイクル事業の指針として策定するものです。

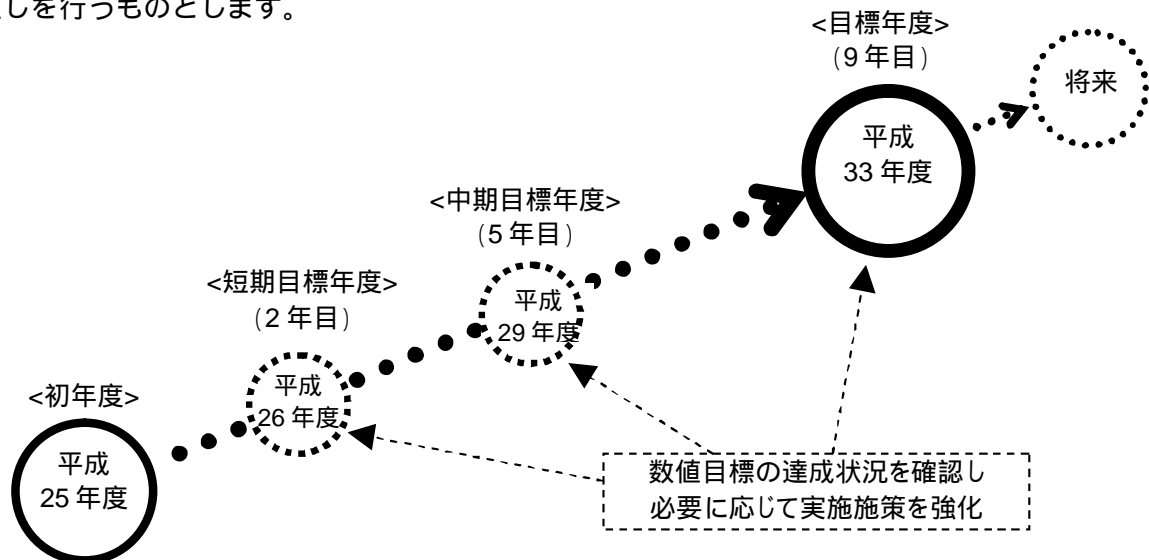
また、本計画は平成20年6月に環境省から示された「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、「ごみ処理基本計画」と「生活排水基本計画」で構成されるものです。更に年度ごとに、一般廃棄物の排出の状況、処理主体等を明確にした一般廃棄物処理実施計画を策定するものとします。

2 計画期間

平成25年度を初年度とし、最終年度は杉並区総合計画(10年プラン)に合わせ平成33年度とする、9か年の計画とします。

平成26年度(2年目)を短期目標年度、平成29年度(5年目)を中期目標年度、平成33年度を本計画における最終目標として、数値目標を設定しその達成状況を確認していきます。

なお、本計画は5年目の平成29年度に計画の改定作業を行い、社会・経済情勢の大きな変化や国・都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。



ごみ処理基本計画

第2章 ごみ処理基本計画

基本目標と計画目標

1 計画改定に際しての課題

これまでの区民、事業者、NPO、区等によるごみの減量及びリサイクルの推進に向けたさまざまな取組により、一定の成果を上げることができましたが、改めて今日の状態を踏まえると、今回の計画の改定に際しては、以下の課題があげられます。

ごみ減量の到達点の再評価

区民一人1日当たりごみの排出量は、平成23年度には541gであり、東京23区中最少となっています。これは、区のごみ減量対策や区民等の取組の成果として評価できます。しかし、前計画に掲げられている目標値の250g（平成29年度）との乖離は依然として大きく、目標値の再評価も含めた見直しが必要です。

行政主体から地域の協働へ

循環型社会の形成のためには、区民、事業者、NPO、区等が適切な役割分担の下に、生活様式の見直し、商品の売買のあり方も含めて、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等に取り組んでいくことが大切です。

区は、先進的にマイバッグの持参や過剰包装の抑制を促す発生抑制等、区が主体となり区民の協力を得て推進してきました。こうした取組は区民・事業者の協力を得て着実に浸透してきましたが、さらに一歩進めて地域を構成する各主体が目的や情報を共有し、互いの特性や違いを認め、それを尊重しつつ、適切な役割分担の下でそれぞれが責任を持って取組を行い、その結果、相乗効果が生まれてくるような協力・連携を目指す必要があります。

家庭ごみの有料化と戸別収集に頼らない着実なごみの減量

前計画に掲げた家庭ごみ有料化を区として導入するためには、区民による合意形成を目指した議論がなお必要な状況であり、引き続き課題を整理し論点を明確にするとともに、区民の中で幅広く議論を重ねていくことが求められます。

また、戸別収集についても家庭ごみ有料化と一体的に進めるべきものとした計画でしたが、この点についても併せて課題を整理することが必要です。

したがって、新たな基本計画では、家庭ごみの有料化と戸別収集に頼らない新たな減量手法を確立する必要があります。

計画の進行管理(PDCAの的確な実施)

年度ごとの施策の点検や評価は、行政内部での行政評価等での評価にとどまっています。ごみの減量を着実に進めるためには事業者や区民等を巻き込んだ評価や進行管理を考える必要があります。

2 基本目標 ～杉並のまちの将来像～

みどり豊かな環境にやさしいまち

「杉並区基本構想（10年ビジョン）」で定めた杉並のまちの将来像である、誰もが環境の視点で考え、共に行動する意識と気運が高まり、区民、団体、事業者が環境に関する取組や行動を盛んに行っている「みどり豊かな環境にやさしいまち」を基本目標とします。

平成33年度の姿

ごみの減量・資源化に対する区民の意識の向上が図られ、家庭や事業所での分別の徹底により、資源回収量が増加し、ごみ量は着実に減少しています。

集積所へのごみ出しのルール・マナーが守られ、空き地や私道への不法投棄も減少し、まちの美観が保たれています。また、カラス対策の効果が上がり、集積所のごみの散乱は年々減少していきます。

3 計画目標

区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現

計画改定に際しての課題を踏まえ、計画目標を達成するための取組の方向性は「杉並区基本構想（10年ビジョン）」及び「杉並区総合計画（10年プラン）」との整合性を図りつつ、杉並区環境清掃審議会からの答申に基づき以下のとおりとします。

更なるごみの減量

水銀含有物や小型電子機器などの資源化の促進

区民・事業者・NPO・区等との協働

区民一人ひとりの意識向上のための普及啓発と教育の充実

継続的な計画の進行管理

4 計画指標と達成管理

数値目標は次のとおりです。これらの数値目標を達成することで、目標が実現したと判断します。

	平成 22 年度 (基準年度)	平成 26 年度 (短期目標年度)	平成 29 年度 (中期目標年度)	平成 33 年度 (最終目標年度)
指標 1				
区収集ごみ量 (g/人日)	548	510	490	460
平成 22 年度比 (g/人日)	-	-38	- 58	-88
平成 22 年度比	-	6.9%	10.6%	16.0%
指標 2				
資源回収率 (%)	26.6	28	30	33
平成 22 年度比	-	105.3%	112.8%	124.1%

指標 1 区収集ごみ量 = (区が収集している年間の粗大ごみ量 + 不燃ごみ量 + 可燃ごみ量) ÷ 人口 ÷ 365 日

指標 2 資源回収率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)

杉並区総合計画 (10 年プラン) に合わせ、平成 22 年度を基準年度として定めます。

この目標値は、可燃ごみの自然減少割合である年 1.7% (平成 27 年度以降、年 1.0%) と不燃ごみの自然減少割合である年 1.0% に加えて、短期目標値の達成のために粗大ごみに含まれる金属類の資源化事業とスマートフォン用アプリケーションの開発による普及啓発効果を、中期目標値達成のために小型電子機器の資源化事業を、最終目標値達成のために不燃ごみの資源化事業をそれぞれ実施するものとしています。

23 年度の杉並区の一人 1 日あたりのごみ量は 541 g で、東京二十三区の中で 1 番少ない量となっています (二十三区の平均は 592 g です)。

23 年度の資源回収率は 26.8% で、東京二十三区の中で 4 番目に回収率が高くなっています。

目標達成に向けた取組

1 更なるごみの減量

区民が主体となり、ごみを減量させるため、ごみの排出状況や組成の分析が不可欠です。その特性に応じた適正排出の徹底、生ごみの減量、資源化の促進などを進める必要があります。

また、事業における廃棄物の減量促進、拡大生産者責任推進の働きかけを通じた発生抑制、排出抑制にも取り組む必要もあります。

さらに、一人ひとりの区民や事業者に対して、適正排出への協力を働きかけ、自らが主体となってごみの減量に取り組む社会の実現をめざします。

(1) 生ごみ減量対策の推進

平成22年度杉並区家庭ごみ排出状況調査によると、家庭ごみ全体の約37%が生ごみです。この生ごみを少しでも減らすことができれば大幅なごみの減量につながります。生ごみには水分が多く含まれており、三角コーナー等を利用して簡単に水気を切るだけでも約10%の減量効果があります。

無駄なものは買わない（発生抑制）、エコクッキングの実践（再利用）等と併せて、生ごみの水切りでの減量効果を区民に広くPRし、区民に協力を求めています。

大都市において生ごみの減量を進めていくためには、より斬新なアイデアも必要であり、事業者との連携により、消費者が排出する未利用食品等の生ごみを資源化する仕組みづくり等、生ごみを減量する新たな手法についても積極的に研究を行い、確立していくことが必要です。

また、生ごみを堆肥化するコンポスト容器の斡旋・購入費助成や生ごみ処理機購入費助成を継続し、更に普及させていきます。コンポスト容器でできた堆肥等の生成物の回収・流通方法や用途についても検討します。

なお、ごみの減量に有効な手段である家庭ごみの有料化については、他のごみ減量に向けた取組成果を踏まえ、区民の中で幅広く議論を重ねるなど、引き続き検討を行っていきます。

(2) 事業者における廃棄物の減量促進

小規模事業者等でも地域で集合化することで古紙やびん・缶等の資源化への取組が促進されるような仕組みを構築します。

(3) 拡大生産者責任(EPR)推進の働きかけ

3Rの推進には、拡大生産者責任（EPR）の趣旨に沿った生産者による製品設計、素材選択の工夫や回収・処分等の実施が不可欠なため、事業者に対して様々な機会を通じて拡大生産者責任（EPR）の考え方を周知します。

また、杉並区外に多数の生産者が立地することから、国や都に対しても拡大生産者責任（EPR）の考え方を推進するよう要望します。

(4) **ごみの適正排出の徹底**

平成22年度杉並区家庭ごみ排出状況調査によると、ごみの中には約2割の資源が混ざっています。ルールを守らずにごみを排出する者への指導を強化するなど、適正な分別排出の徹底に努めます。

なお、ごみ・資源の排出マナーの向上に有効な手段である戸別収集については、ごみの適正排出等の取組成果を踏まえ、家庭ごみ有料化と併せて引き続き検討を行っていきます。

(5) **事業系ごみの適正な排出のための周知**

事業系ごみは、家庭ごみの収集に影響のない範囲において区で収集を行うこととなっており、住居と店舗等が混在している事業者に対する排出指導を徹底し、家庭ごみとの分別を明確にして収集します。

また、負担の適正化のため、事業系ごみ処理券貼付の制度の周知徹底が必須です。店舗等の入れ替わりがある中、新たに事業を開始した事業者に対し、より実効性のある周知手段を検討し、実行します。

制度を理解しながらも未貼付の事業者へは、訪問や書面などにより、適正な貼付を粘り強く指導・周知します。

2 水銀含有物や小型電子機器などの資源化の促進

ごみの減量に際しては、資源化の促進は極めて有効な手法となります。資源化を促進することにより、ごみの減量はもとより、限りある資源を有効に再利用することが可能となり、持続可能な循環型社会の形成に寄与することができます。

今後は、対象品目、回収量、再利用の方法などの検討のほか、粗大ごみや不燃ごみから有用金属を回収するなど更に資源化を進める必要があります。

(1) 粗大ごみの資源化

再利用（リユース）等が出来ず、粗大ごみとして処理されるものの中で、有用金属を含む金属類等の再生利用が可能なものについて資源化することで、粗大ごみを減量します。

(2) 新たな資源分別回収品目の検討

国連環境計画（UNEP）は、途上国などで深刻化している水銀による環境汚染と健康被害を防止することを目的とした「水銀に関する水俣条約」について、平成25年10月に採択及び署名を目指しています。

これを受けて、平成24年2月に都は「水銀の処理等に関する検討会とりまとめ」の報告を行い、蛍光管等の水銀含有物について、最終処分場で埋立処理しないことを検討していく方針を打ち出しました。

現在、区では平成24年4月から水銀体温計・水銀血圧計については、区役所、清掃事務所などを拠点とした回収を行っていますが、改めて蛍光管等の水銀含有物の適正な処理方法について早急に検討を行う必要があります。

また、平成25年4月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。この新法の方針は、これまでの家電リサイクル法をはじめとする個別リサイクル法のように生産者や事業者のリサイクルを義務付けするのではなく、回収体制が構築できる自治体から順次取り組んでいくという内容ですが、民間事業者の行う再資源化の取組の動向も踏まえた上で、具体的な課題について整理を行い、区としての取組のあり方を検討し具体化していきます。

自然物である土は、廃棄物として処理することができませんが、現在、集合住宅の増加などの理由により、区民から不用園芸土の処分に関する要望が高まっており、この対応を検討し具体化します。

(3) 粗大ごみのリユース・リペア

粗大ごみとして処分せずにリユースやリペアできるルートや仕組みを検討します。そのため、今後はストックヤードの確保やインターネット等を活用したリユース（再利用）の仕組みづくりについて検討を行います。

(4) みどりのリサイクル

公園等の樹木や街路樹の剪定枝・落ち葉を資源として利用するとともに、区民のみどりのリサイクル活動に対して支援を行います。また、剪定後、数日置くことによる減量などの手法を周知します。

(5) 不燃ごみの資源化

現在、使用している埋立処分場は東京二十三区最後の処分場です。この処分場を少しでも延命化するために、不燃ごみの収集体制について見直しを行い、金属類や陶磁器等の資源として再生利用が可能なものを資源化する仕組みづくりを検討し具体化します。

3 区民・事業者・NPO・区等との協働

区民、事業者、NPO、区等が環境に関する取組や行動を盛んに行っているまちを目指すために、それぞれがごみの減量、資源化の推進を図る仕組みづくりを行っていく必要があります。

(1) **資源分別の周知の徹底**

町会・自治会などの地域団体・商店会や、新たに不動産会社や住宅管理者に協力を求め、分別の徹底の周知を図ります。

(2) **集団回収への支援**

集団回収等は区民レベルでの重要なリサイクル活動です。今後は、既存の活動にとどまらず、集団回収団体の活動の幅を広げていく必要があります。

集団回収促進の周知や実施団体に対する支援を行うことにより、集団回収の実施団体を増やし回収量の増加を図ります。特に、新たに大規模な集合住宅が建設された際は、積極的に実施を働きかけるとともに、実施方法や新規回収品目について検討します。

(3) **レジ袋削減の取り組み促進**

「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を確実に実施することにより、レジ袋削減や買い物時のマイバッグ持参を促進します。

(4) **容器包装を減らす事業者の取り組みの促進**

簡易包装やばら売り、不用になった容器包装を回収するなどの取組を小売店に働きかけます。

(5) **まちの美観の確保**

ごみ出しルールの周知やカラス対策として、折り畳み式ごみ収集ボックスの設置や防鳥ネットの利用、カラス対策に有効な杉並区推奨「黄色いごみ袋」の区民への周知の更なる充実を図ります。

また、集積所の清潔の保持、防鳥ネット・折り畳み式ごみ収集ボックス・資源コンテナ等の管理は、利用する周辺住民により成り立っているため、集積所の適正管理を支援します。

4 区民一人ひとりの意識向上のための普及啓発と教育の充実

ごみの減量や資源化の推進、ごみ・資源の分別の徹底や排出マナーの向上等のためには、区民一人ひとりの意識の向上とそれに基づいた行動への参加が不可欠です。

そのためには、区民に必要な情報が届けられ、区民の間で情報共有が図られていくことが何よりも重要であり、更なる充実を図る必要があります。

集積所の管理や集団回収の取りまとめ等は地域の協力が不可欠ですが、その担い手が高齢化してきています。世代を問わず、区民一人ひとりがごみの当事者として行動するように意識を高める必要があります。

(1) 新たな情報発信の構築

環境問題に関心の薄い層や若年層を中心とした一般の区民向けに、スマートフォン用アプリケーション等、広い意味でのソーシャルメディアを活用し、区民が主体的にごみの処理について情報を共有し、発信しあうような仕組みを作成します。

(2) 集合住宅対策

集合住宅の所有者・管理人・不動産関連団体等と連携した普及啓発や排出管理の徹底を行います。

特に、戸建て住宅や大規模集合住宅と比較して、単身者・学生・外国人等が多く居住している小中規模の集合住宅において、ごみ・資源の分別が徹底されていない状況を踏まえ、不動産関係団体との連携による入居時のごみ・資源の分別方法の周知は有効であり、更なる充実を図ります。

(3) 環境学習・環境教育の充実

子どもたちの環境に対する関心を高めるため、学校等の求めに応じ出前学習の実施や、町会・自治会などで大人向けの研修会を実施します。また、地域においても独自に環境教育を長年実施している例もあり、引き続きあらゆる場を活用した環境学習・環境教育の充実を図ります。

(4) 不法投棄対策の実施

不法投棄を未然に、かつ確実に防ぐため、不法投棄防止の周知活動や区関係部署や警察等との連携を強化して必要な対策を講じます。

また、不法投棄が頻発する場所については、警告掲示板の設置や警察等と連携をしたパトロールの強化等、不法投棄防止の対策を講じます。

さらには、家電リサイクル法やパソコン、オートバイなどメーカー等の自主リサイクルシステムに関する周知に努めます。

(5) 禁忌品(排出禁止物)処分方法の周知

有害物・危険物・引火性のある物・著しく悪臭を発生する物である未使用や使いかけの塗料、灯油、消火器等、区がごみとして収集することができない禁忌品(排出禁止物)の適正な処分方法を、わかりやすく区民に周知します。

(6) ふれあい指導による周知

ルールを守らずにごみを排出する者に対するふれあい指導を強化するなど、適正な分別排出の徹底に努めます。

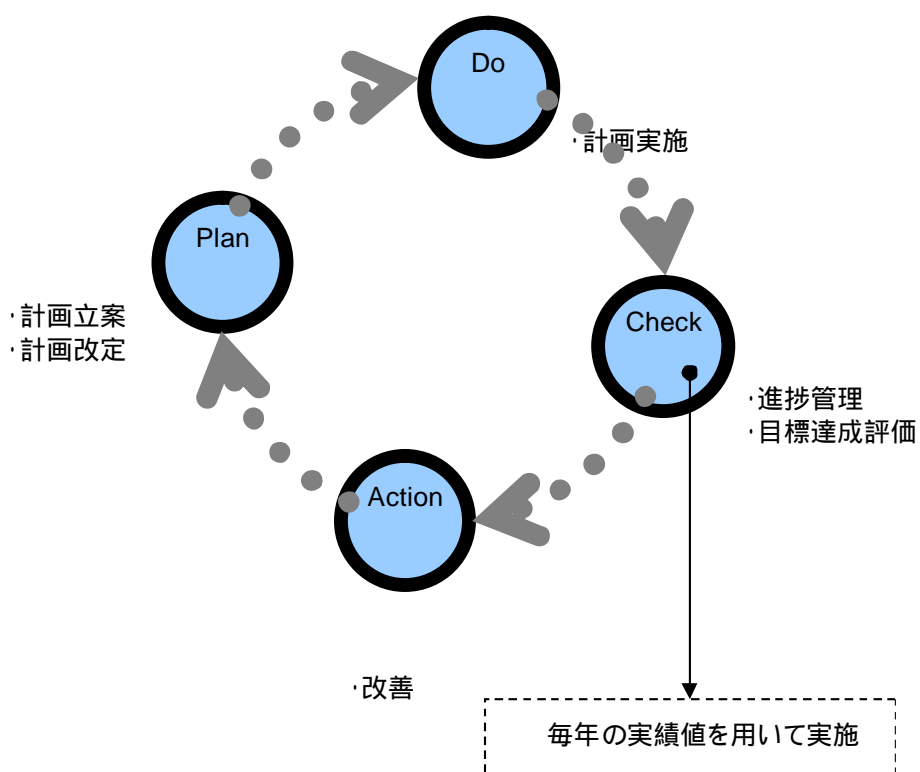
5 継続的な計画の進行管理

ごみの減量は、区民・事業者・NPO・区等がそれぞれ当事者意識をもって取り組まなければなりません。より確実に一步一步目標に近づいていくためには進行状況を把握し、それを当事者間で共有する必要があります。

(1) 数値達成状況の管理

計画立案(改定)(Plan) 計画実施(Do) 進捗評価・目標達成評価(Check) 改善事項決定(Action)といったPDCAサイクルによる数値目標の達成管理を行います。

Checkについては、毎年の実績値を用いて、短期目標年度(平成26年度)、中期目標年度(平成29年度)、最終目標年度(平成33年度)の数値目標の達成状況を確認します。



(2) 年度毎の達成度評価

年度ごとのごみ量データ等を用いて、毎年度、進捗度合いを把握し、目標値との比較を行い、より確実な目標達成に向けて取組が進むよう継続的に確認していきます。

(3) 情報を共有する体制づくり

循環型社会の形成のためには、区民、事業者、NPO、区等が適切な役割分担の下に、ごみ・資源の発生抑制、リサイクルの推進等に取り組んでいくことが大切です。そのために、地域を構成する各主体が目的や情報を共有しあい、適切な役割分担の下で協力・連携できる仕組みづくりを検討します。

(4) 廃棄物会計の導入と経費情報の公表

区ではすでに、環境省による「廃棄物会計基準」による行政コスト評価を実施していますが、引き続き、清掃・リサイクル事業関連の経費分析や評価を行い、速やかに区民に公表します。

ごみの減量の実現に向けて

ごみの減量の実現に向けては、以下の条件を整備し、より確実に目標に近づいていきます。

(1) **効率的な収集運搬体制の確立**

ごみ・資源の収集運搬にあたっては、排出状況や収集地区の道路状況等を勘案し、収集車両の種類や収集経路を設定し、常に効率的な収集運搬体制の確立に努めます。

(2) **ふれあい収集の更なる充実**

ごみ・資源を集積所まで運び出すことが困難な65歳以上の高齢者や障がいのある方だけの世帯に対して実施している、ふれあい収集の更なる充実を図ります。

(3) **資源化施設の確保**

より一層のリサイクルを推進していくためには、区内に資源化施設を確保することが重要となります。その際、資源化施設の確保にあたっては、安心・安全で健康面に配慮した施設となるよう細心の注意を払いながら確保に向けた検討を進めます。

生活排水処理基本計画

第3章 生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状

区内の下水道は、ほぼ 100%整備が完了しています。しかし、一部残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして収集・運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する品川清掃作業所で固形分を取り除いた後、下水排水基準内に希釈して公共下水道に放流しています。

生活排水処理の処理主体

目標年度における生活排水の処理は、家庭のし尿及び生活雑排水については公共下水道で、し尿混じりのビルピット汚泥及び仮設便所のし尿については一般廃棄物処理業者で処理します。

生活排水処理の取組

1 基本方針

本区においては、下水道整備がほぼ完了していることから、基本的には杉並区域内から排出されるし尿を含めた生活排水の 100%下水道処理が行われるよう誘導します。残存する家庭からのくみ取りし尿については、基本的な住民サービスとして引き続き収集・運搬を行いますが、くみ取り世帯の減少に応じた、効率的収集を図っていきます。

また、「下水道法」には、水洗便所への改造義務が規定されており、下水道処理区域内に残存するくみ取り便所や単独浄化槽利用者に対し、下水道への接続を働きかけます。

一方、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等の処理については、事業者処理責任に基づき処理を行うものとします。

2 具体的方針

具体的な処理方針は次のとおりです。

- (1) 下水道処理区域内に何らかの理由により残存するくみ取り便所家屋に対しては、引き続き水洗化を働きかけます。
- (2) 下水道処理区域内の単独浄化槽設置家屋に対しては、引き続き下水道への接続を働きかけます。

3 し尿、汚泥の収集・運搬及び処分

区内の家庭から排出されるし尿の収集・運搬については、委託により事業を実施し、一部事務組合が管理・運営をする品川清掃作業所まで運搬します。また、家庭から排出される浄化槽汚泥の収集・運搬については、これまで許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施してきました。今後も引き続き、許可業者による収集・運搬を継続していきます。

収集されたし尿や浄化槽汚泥は、品川清掃作業所で一定の処理を加え、固形分を取り除いたあと、下水道放流による処分を行います。なお、残存物については、焼却処理後埋立処分します。

4 広報・啓発活動

浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査を、所有者が確実に実施するよう周知・指導を行います。

参考資料

1 地域の特徴

1-1. 杉並区の位置と形状

杉並区は、東京23区の西端に位置し、東は中野区・渋谷区、西は三鷹市・武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と接しています。

地形はおおむね方形で平坦な台地ですが、東部から西部にかけて少しずつ高くなっています。



東経	139度35分～40分
北緯	35度40分～44分
東西	7,508m
南北	7,159m
面積	34.02km ²

1-2. 人口等

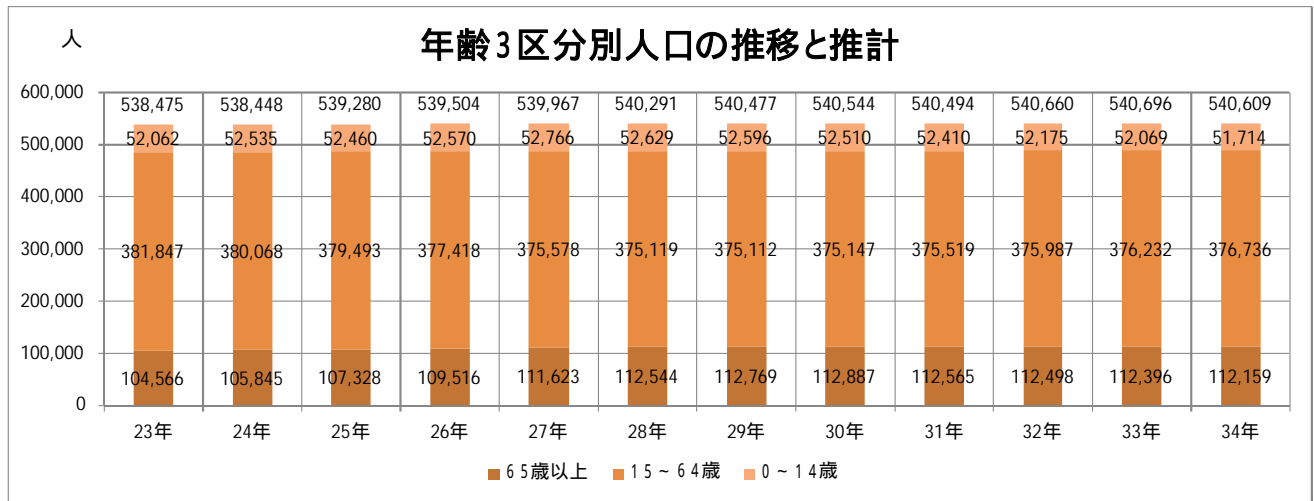
(1) 現在人口及び将来人口予測

平成24年1月1日現在の人口は538,448人(外国人を含む)です。
平成27年をピークに微増し、その後微減して平成34年には540,609人になると見込まれています。

杉並区推計人口(年齢3区分別)

和暦(平成) 西暦	23年 (2011年)	24年 (2012年)	25年 (2013年)	26年 (2014年)	27年 (2015年)	28年 (2016年)	29年 (2017年)	30年 (2018年)	31年 (2019年)	32年 (2020年)	33年 (2021年)	34年 (2022年)
0～14歳	52,062 9.67%	52,535 9.76%	52,460 9.73%	52,570 9.74%	52,766 9.77%	52,629 9.74%	52,596 9.73%	52,510 9.71%	52,410 9.70%	52,175 9.65%	52,069 9.63%	51,714 9.57%
15～64歳	381,847 70.91%	380,068 70.58%	379,493 70.37%	377,418 69.96%	375,578 69.56%	375,119 69.43%	375,112 69.40%	375,147 69.40%	375,519 69.48%	375,987 69.54%	376,232 69.58%	376,736 69.69%
65歳以上	104,566 19.42%	105,845 19.66%	107,328 19.90%	109,516 20.30%	111,623 20.67%	112,544 20.83%	112,769 20.86%	112,887 20.88%	112,565 20.83%	112,498 20.81%	112,396 20.79%	112,159 20.75%
合計	538,475	538,448	539,280	539,504	539,967	540,291	540,477	540,544	540,494	540,660	540,696	540,609

推計値は小数点以下を四捨五入して表記。このため各年齢の表記上の数値を足し上げた数値と、合計値は必ずしも一致しない。
平成23、24年は1月1日現在の住民登録人口と外国人登録人口の合計値。25年以降は、杉並区が推計した数値。



(2) 現在世帯数及び将来世帯数予測

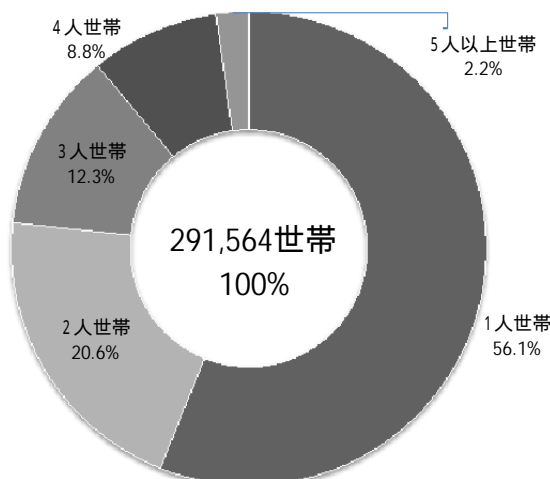
平成24年1月1日現在の世帯数は300,814世帯(外国人を含む)で、ほぼ一定の割合で増加を続けていくと見込まれます。

杉並区推計世帯数

和暦(平成) 西暦	23年 (2011年)	24年 (2012年)	25年 (2013年)	26年 (2014年)	27年 (2015年)	28年 (2016年)	29年 (2017年)	30年 (2018年)	31年 (2019年)	32年 (2020年)	33年 (2021年)	34年 (2022年)
世帯数	300,941	300,814	301,970	302,175	302,651	302,881	303,065	303,227	303,317	303,612	303,756	303,837

(3) 世帯人員別構成比

平成24年の世帯人員別の世帯数をみると、1人世帯が約56%と最も多く、2人世帯の約21%が続く、2人以下世帯が全体の4分の3以上を占めています。

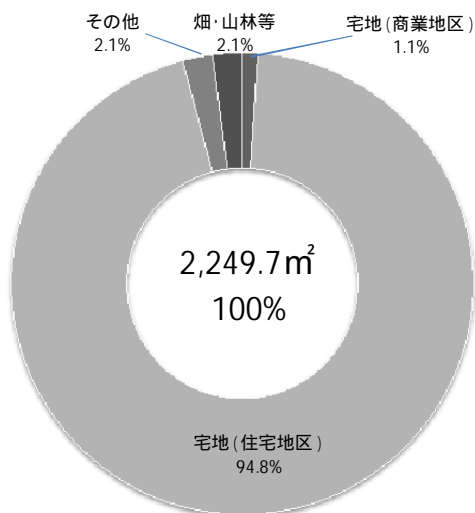


杉並区統計書(平成23年版)

1-3. 土地利用・住宅

(1) 土地利用

地目別に面積の構成比をみると、宅地が約96%（住宅地区が約95%、商業地区が約1%）とほとんどを占めており、畑・山林等その他は約4%となっています。

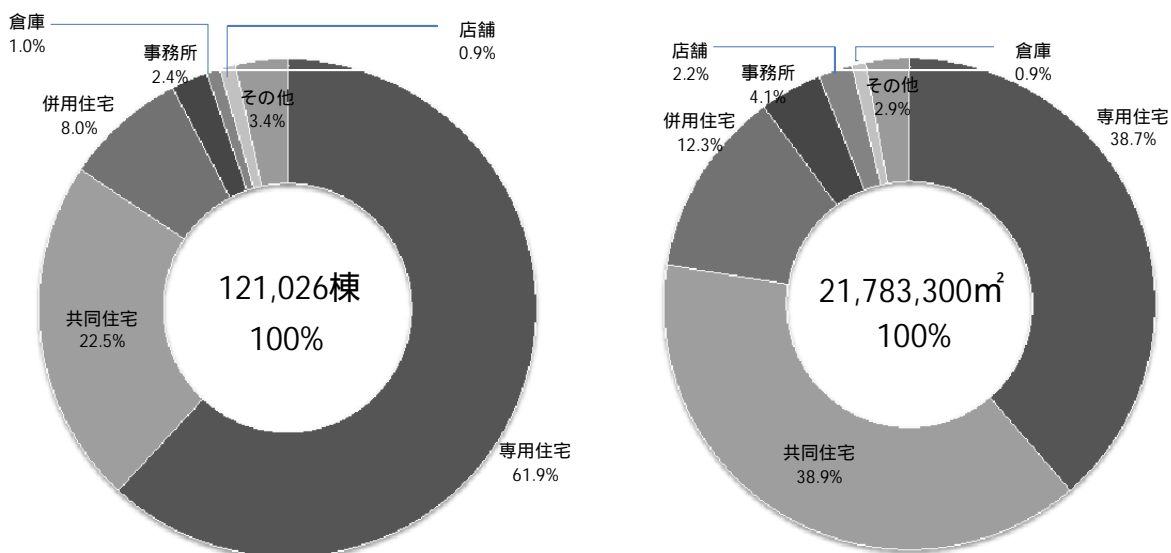


特別区の統計(平成23年版)、平成23年1月1日現在

(2) 用途別家屋棟数及び床面積

用途別の家屋棟数をみると、専用住宅が約62%と最も多く、共同住宅も約23%を占めています。

用途別の床面積をみると、専用住宅と共同住宅ともに約39%を占めていて、この2つで全体の4分の3以上を占めています。



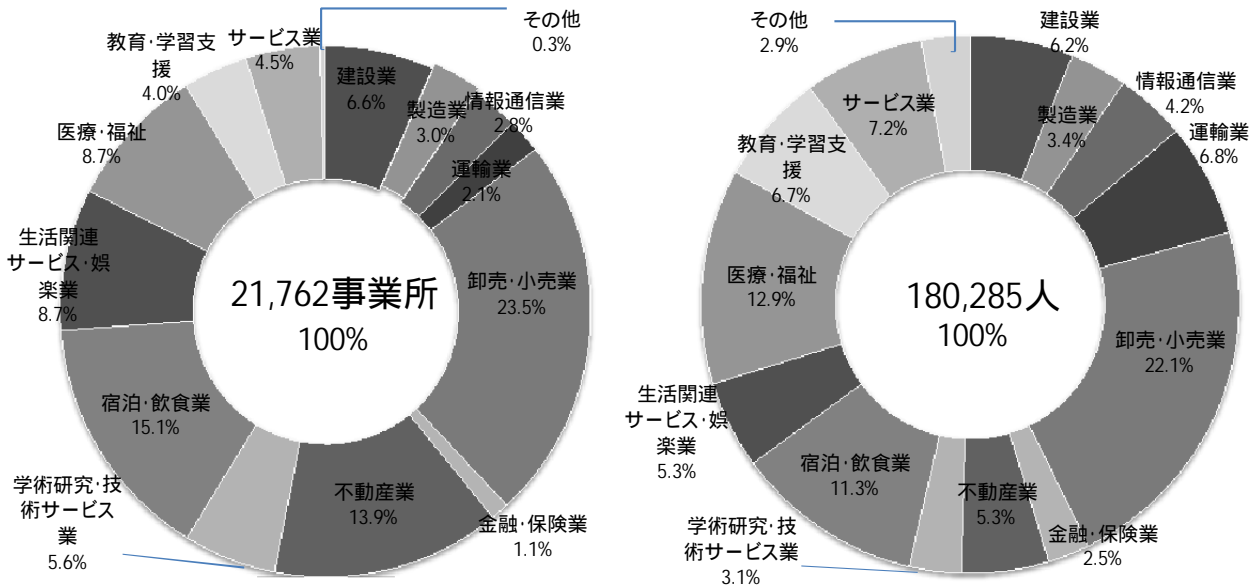
杉並区統計書(平成23年版)、平成23年1月1日現在

1-4. 産業構造

(1) 産業別事業所数

産業別の事業所数及び従業者数をみると、卸売・小売業、宿泊・飲食業の割合が高くなっています。卸売・小売業は、事業所数では、約24%と4分の1近くを占めています。

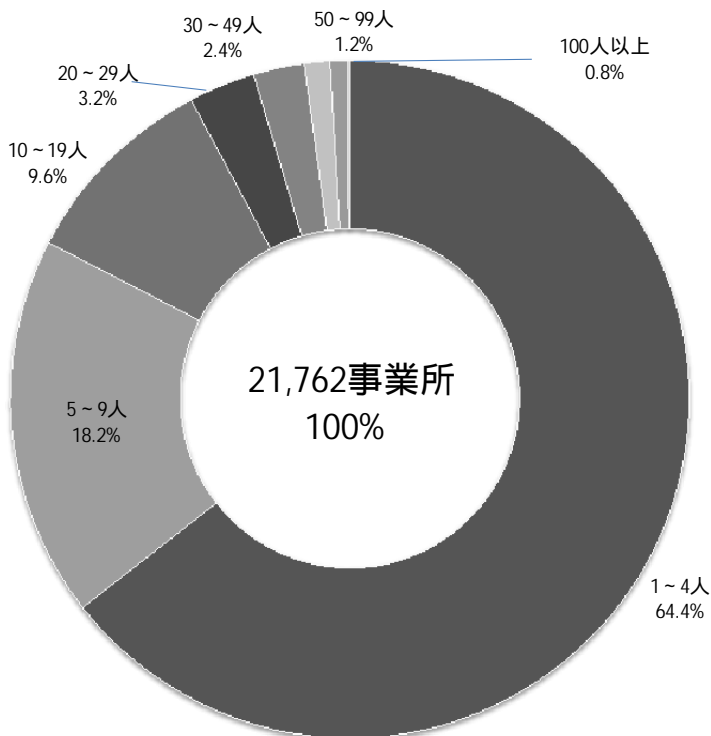
卸売・小売業、宿泊・飲食業は、規模の小さな事業所が多く、また、区が収集している事業系のごみの多くがこれらの事業所から排出されています。



杉並区統計書(平成23年版)、平成21年7月1日現在

(2) 従業員規模別事業所数

従業者規模別の事業所数割合をみると、4人以下の事業所が総数21,762件の約64%と3分の2を占めており、規模の小さな事業所によって構成されています。



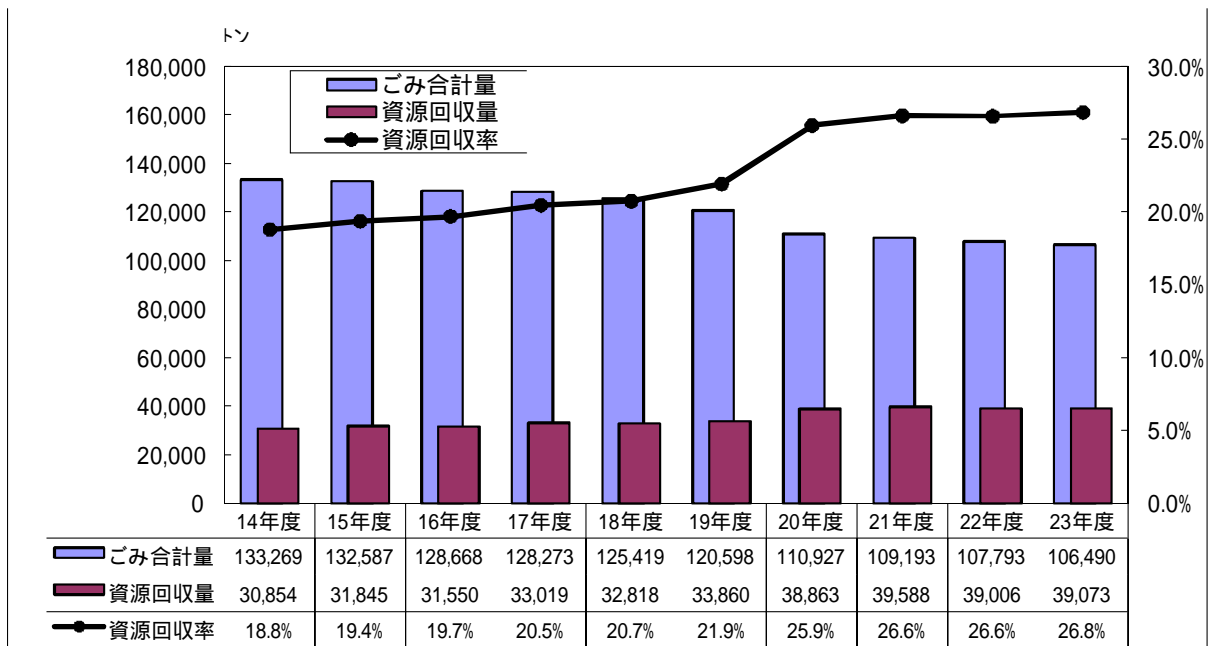
杉並区統計書(平成23年版)、平成21年7月1日現在

2 資源・ごみ処理の現状

2-1. 資源・ごみ量

(1) 区のごみ収集量及び資源回収量

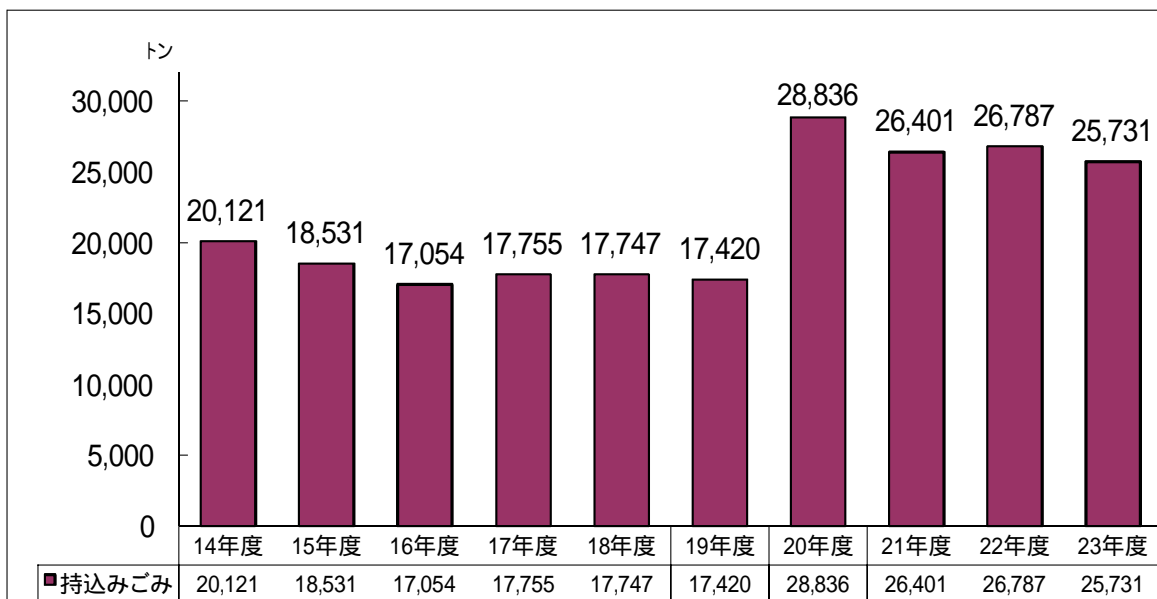
平成23年度のごみ収集量及び資源回収量(集団回収を含む)は、145,564トンとなっています。



端数処理のため合計が合いません。

(2) 事業系持込みごみ量

平成23年度の許可業者によるごみ収集量及び事業者による直接搬入量は、25,731トンとなっています。



持込みごみ量の算出方法について

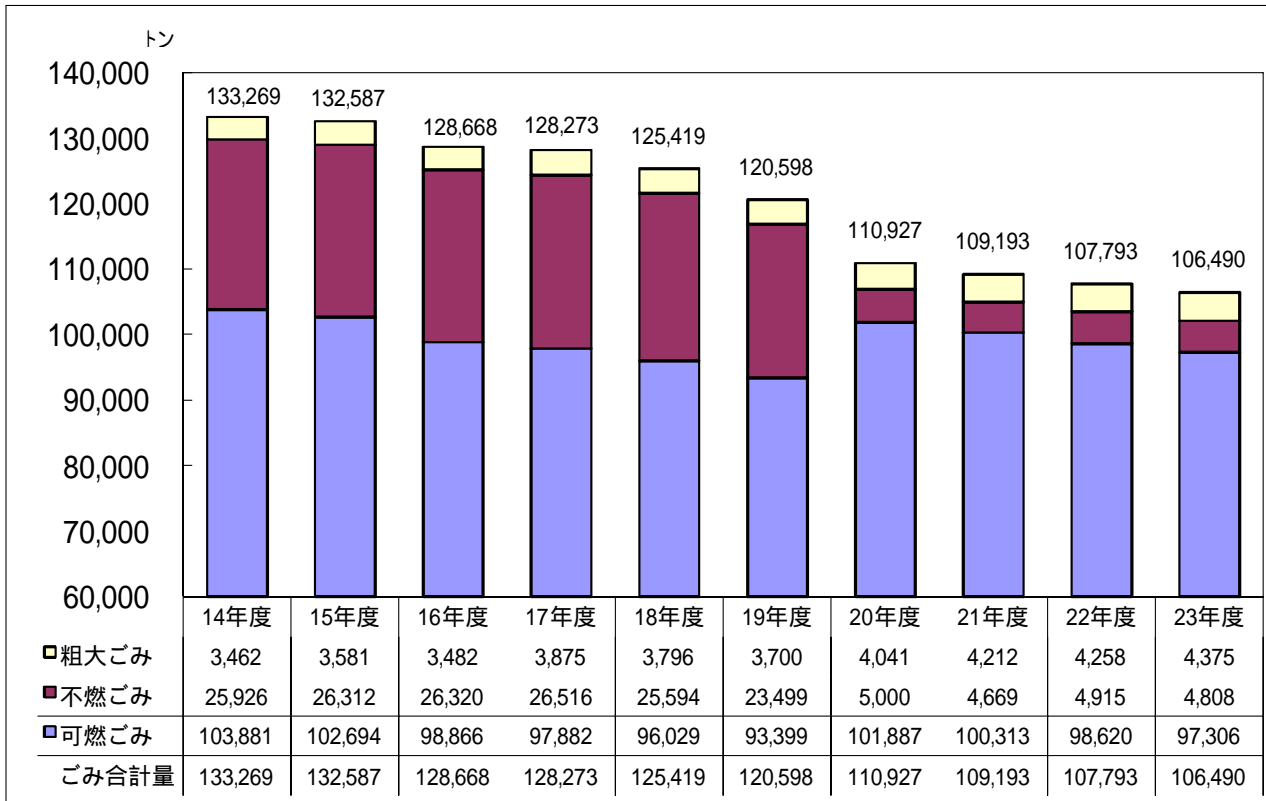
平成19年度までは「マニフェスト按分」、平成20年度からは「台貫値による実績」で算出しています。

マニフェスト按分とは、各区のマニフェスト対象事業者(100キログラム以上排出/月)の収集量の割合で、台貫値を各区按分していました。

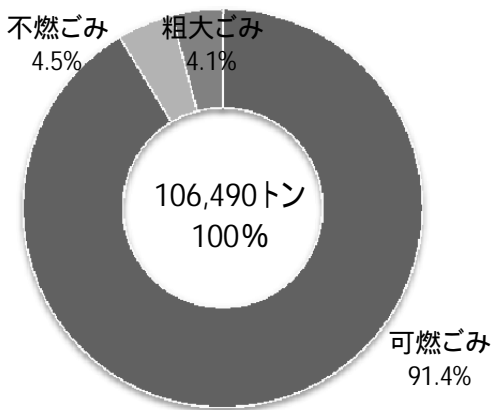
台貫値による実績とは、排出事業者の各区ごとの実績値の足し上げです。

(3) 区におけるごみ収集量

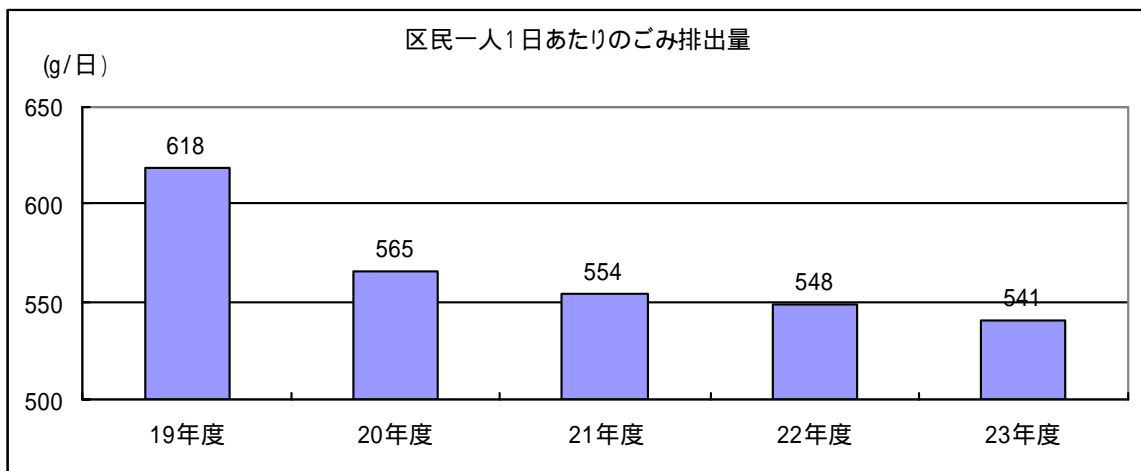
平成23年度の区におけるごみ収集量は、106,490トンで、毎年減少を続けています。



(4) 分別区分割合



(5) 区民一人1日あたりのごみ量の推移



年間ごみ量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)÷人口÷365日

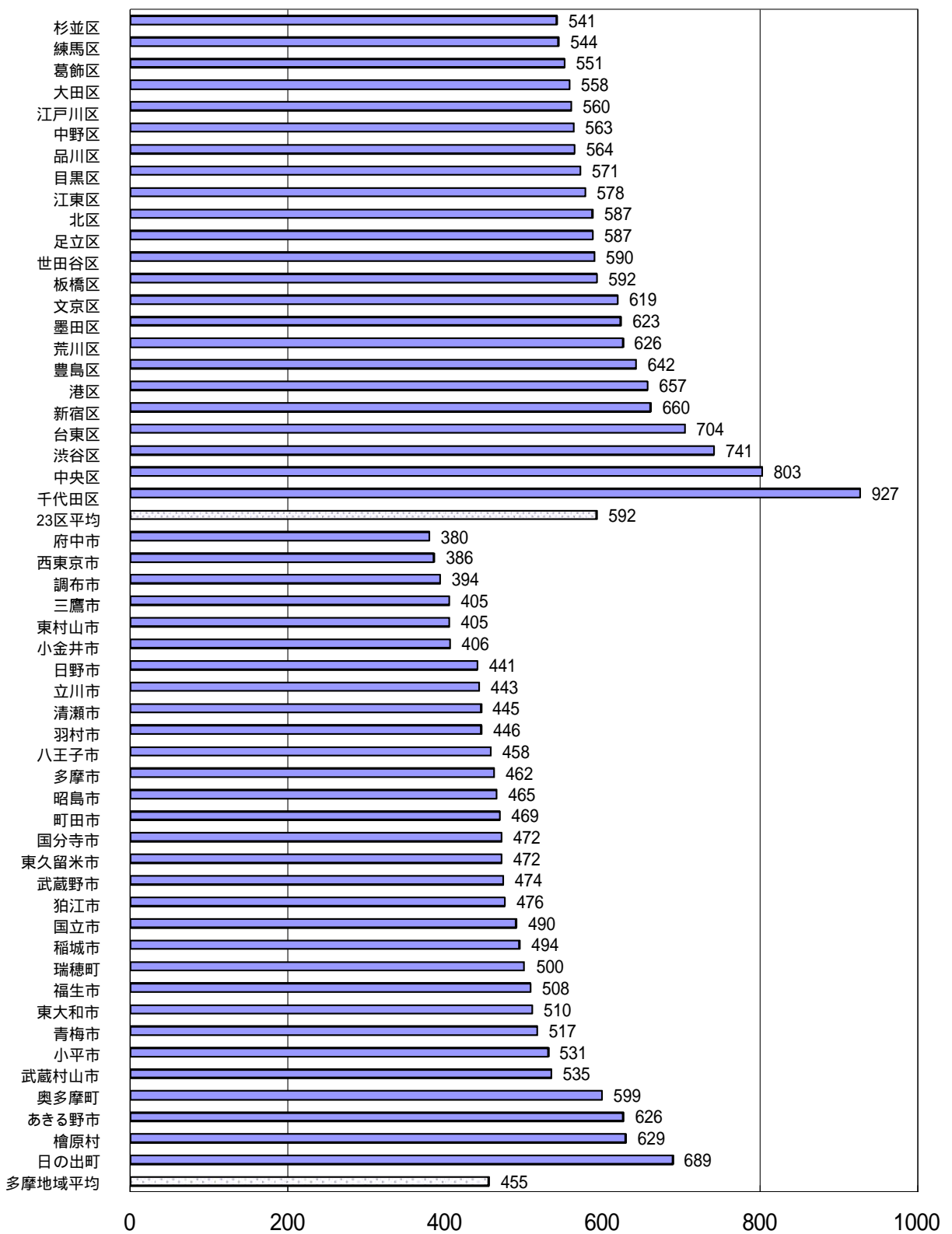
(6) 一人1日あたりのごみ量の比較

一人1日あたりのごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)は、23区で一番少なくなっていますが、多摩地区との比較では、決して少なくはありません。

なお、区が収集した事業系ごみが含まれるため、事業所が多く立地する自治体においては、ごみ排出原単位が高くなる傾向があります。

23年度実績

(g/人日)



23区分:平成23年度清掃事業年報(東京二十三区清掃一部事務組合)

市町分:平成23年度多摩地域ごみ実態調査(東京都市町村自治調査会)

23区分は、区が収集した可燃・不燃・粗大・管路の合計(持込分・資源物除く)

市町分は、各自治体が収集したもののうち、可燃・不燃・粗大の合計(持込分・資源物・有害除く)

人口は、平成23年10月1日現在の総人口(外国人登録者を含む)

2-2. 資源回収のあらまし

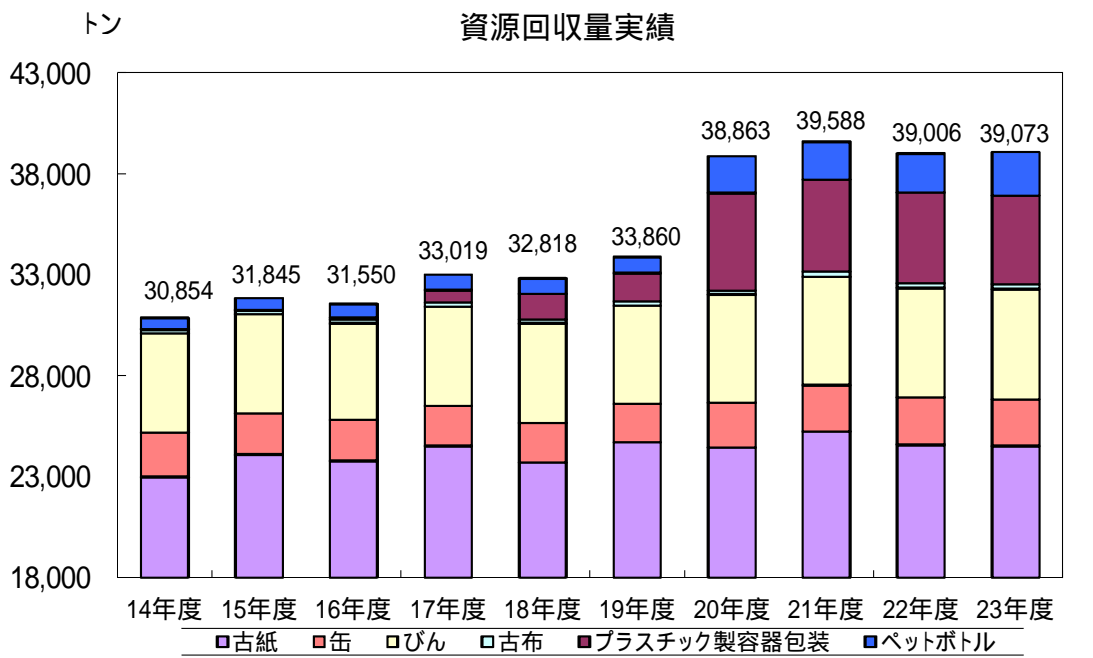
(1) 資源回収量

平成23年度の資源回収量は、区による回収が32,464トン、集団回収が6,610トンで合計39,073トン(端数処理の関係のため)です。

区における資源回収は、集積所における古紙・びん・缶・プラスチック製容器包装・ペットボトルの分別回収、ペットボトル・布類の拠点回収があります。

また、区民が自主的に資源の回収に取り組む集団回収があります。

集団回収事業は、回収量、登録団体数ともに、一時減少していましたが、23年度は増加しました。平成19年度には「杉並区集団回収要綱」の改正を行い、登録要件を緩和し、集団回収に参加しやすくしました。また、地区回収団体を創設し、集積所での資源物の確保を認めることにより、回収量の増加を目指しています。



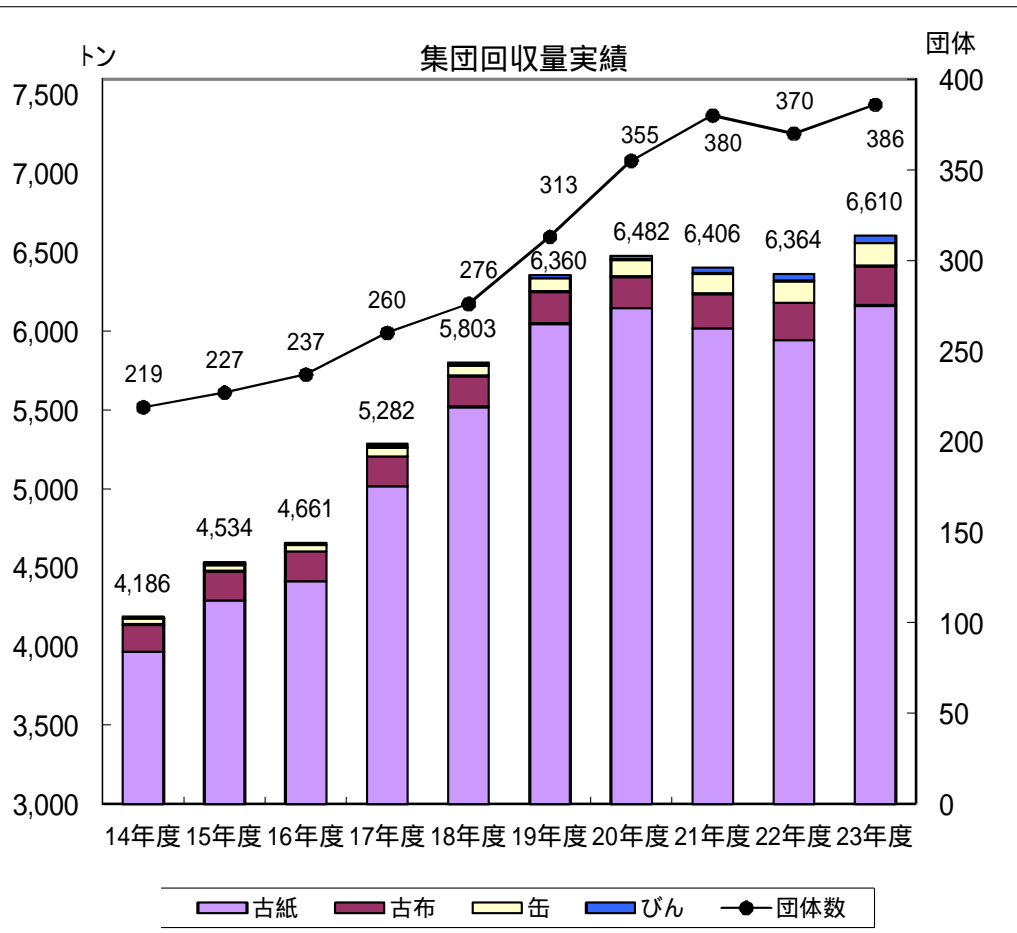
(単位: トン)

年度	行政回収					拠点
	プラスチック製容器	ペットボトル	びん	缶	古紙	古布
14年度	6.0	556.3	4,906.7	2,163.7	19,009.0	25.9
15年度	3.6	607.0	4,893.0	2,002.8	19,786.4	17.6
16年度	85.0	684.3	4,775.6	1,974.7	19,360.0	9.9
17年度	633.6	776.6	4,889.7	1,942.4	19,485.5	9.9
18年度	1,244.7	783.7	4,899.5	1,911.9	18,165.1	10.2
19年度	1,406.6	782.6	4,845.2	1,819.5	18,637.1	9.9
20年度	4,819.3	1,822.5	5,327.4	2,119.9	18,282.2	9.4
21年度	4,573.2	1,872.2	5,358.8	2,169.3	19,196.2	11.8
22年度	4,485.1	1,939.9	5,368.5	2,207.3	18,633.6	7.6
23年度	4,393.0	2,146.6	5,402.1	2,176.5	18,345.5	0.0

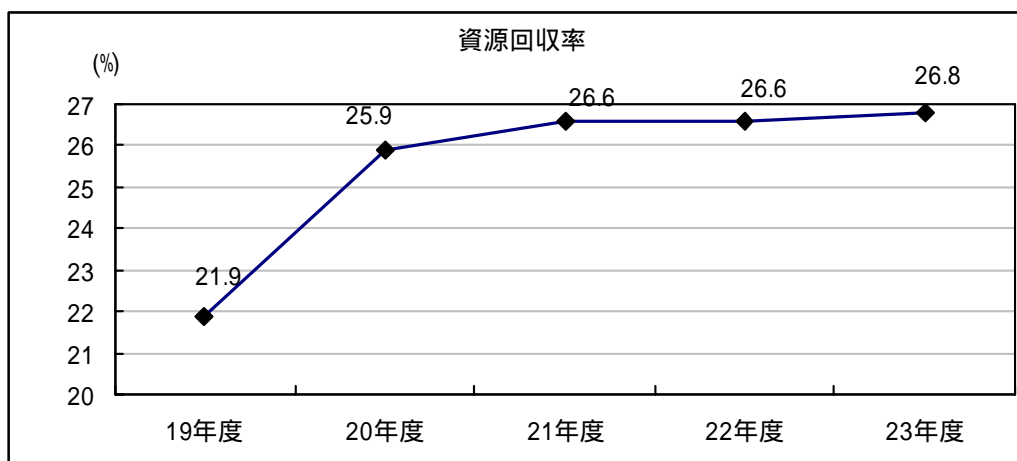
(単位: トン)

年度	集団回収					団体数
	古紙	古布	缶	びん	合計	
14年度	3968.3	171.6	38.6	7.8	4186.3	219
15年度	4293.9	184.6	41.9	14.0	4534.3	227
16年度	4415.8	185.5	43.8	15.6	4660.8	237
17年度	5017.5	189.7	58.1	16.4	5281.7	260
18年度	5519.9	197.4	68.4	16.8	5802.5	276
19年度	6048.9	204.4	87.1	19.2	6359.6	313
20年度	6146.9	199.9	108.1	27.2	6482.1	355
21年度	6021.7	218.6	127.9	38.1	6406.4	380
22年度	5946.3	235.3	139.7	42.6	5946.3	370
23年度	6165.6	251.1	146.6	46.5	6609.8	386

(2) 集団回収量と集団回収団体数



(3) 資源回収率



$$((\text{区資源回収量} + \text{集団回収量}) \div (\text{家庭ごみ量} + \text{区資源回収量} + \text{集団回収量})) \times 100$$

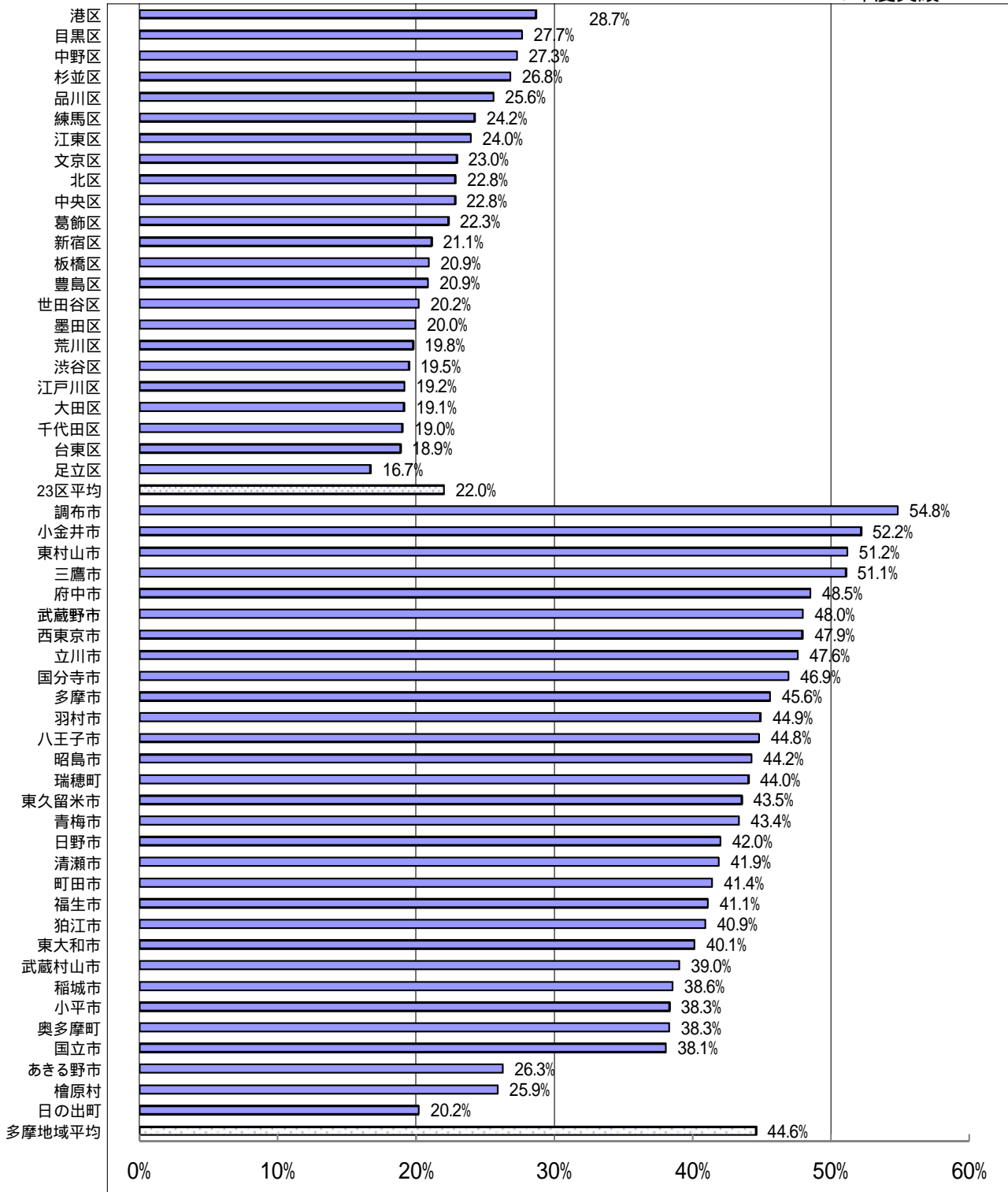
(4) 資源回収量の比較

資源回収率とは、区により収集されたごみ・資源量に占める、古紙やびん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装が資源として排出されている割合です。(含集団回収)。

杉並区の資源回収率は、23区の中では4番目の順位です。

しかし、多摩地区との比較では、決して高くはありません。

23年度実績



23区分：平成24年度清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）

市町分：平成24年度多摩地域ごみ実態調査（東京都市町村自治調査会）

23区分は、(区収資源量 + 集団回収量) ÷ (可燃 + 不燃 + 粗大 + 区収資源量 + 集団回収量)

市町分は、(資源からの資源化量 + 集団回収量 + 収集後資源化量) ÷ (総ごみ量 + 集団回収量)

2-3. 家庭ごみの排出状況

1 調査目的

家庭から排出されるごみの性状等の調査を行い、ごみの排出動向を区全体、地域、住居形態別の特徴の把握や過去調査との比較などにより分析することで、今後のごみ減量及びリサイクル事業推進のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査内容

期間	平成 22 年 10 月 15 日～30 日
対象	戸建て住宅 中規模集合住宅（1～5 階建て） 大規模集合住宅（6 階建て以上、専用ごみ保管場所あり） 住宅商業混在住宅 単身者向け集合住宅 上記住居形態の中から 11 地点の調査サンプルを回収し調査。
サンプル	可燃ごみ 2 回、不燃ごみ 1 回(事業系ごみは対象外)
調査場所	杉並清掃工場
調査内容	ごみ出し容器の形状調査、ごみ排出原単位調査、組成分析調査、未利用食品調査

3 調査結果

(1) ごみ出し容器の形状調査

「ふた付き容器」「杉並区推奨黄色いごみ袋」で排出されたものは少なく、袋の中では「レジ袋」で排出する傾向が高くみられます。

可燃ごみ							
容器の形状	袋種類	個数(個)	重量(kg)	容量(ℓ)			
ふた付き容器		51	3%	209	6%	1,370	4%
袋	杉並区推奨袋	11	1%	44	1%	330	1%
	白色系ごみ袋	759	43%	2,200	60%	19,730	64%
	レジ袋	848	48%	927	25%	6,870	22%
その他(直接排出、紙袋等)		100	6%	304	8%	2,595	8%
合計		1,769	100%	3,684	100%	30,895	100%
不燃ごみ							
容器の形状	袋種類	個数(個)	重量(kg)	容量(ℓ)			
ふた付き容器		5	2%	20	5%	85	3%
袋	杉並区推奨袋	1	0%	3	1%	20	1%
	白色系ごみ袋	51	24%	161	38%	1,100	39%
	レジ袋	139	64%	154	36%	1,070	38%
その他(直接排出、紙袋等)		20	9%	86	20%	530	19%
合計		216	100%	423	100%	2,805	100%

(2) ごみ排出原単位調査(1人1日当たりの排出量)

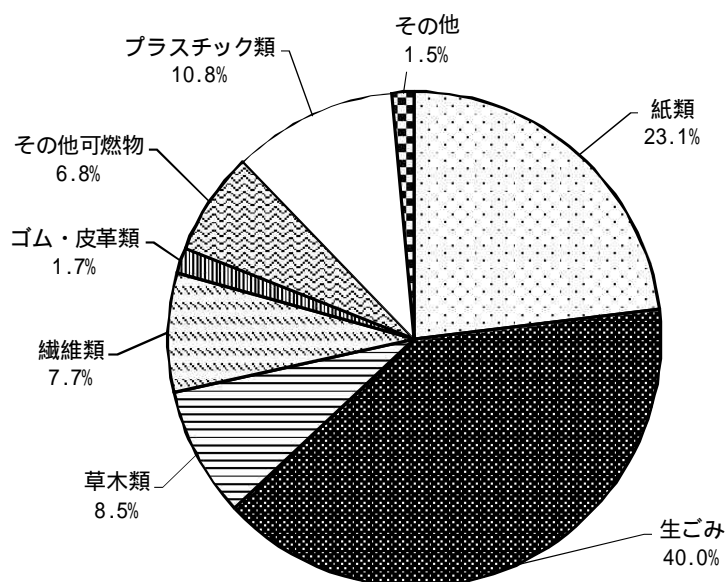
可燃ごみの1世帯・1週間あたりの排出個数は3.0個、不燃ごみは0.2個です。また一人1日あたりのごみ排出量は、可燃ごみが405.1g、不燃ごみが27.6gで合計432.7gとなる。住居形態別にみると大規模集合住宅が279.1gと最も少なく、住宅商業混在住宅が890.5gと最も多くなります。

住宅形態	利用世帯数 (世帯)	利用人数 (人)	可燃ごみ (g/人・日)	不燃ごみ (g/人・日)	ごみ計 (g/人・日)
戸建住宅	265	524	467.7	25.5	493.2
中規模集合住宅	97	241	397.8	34.5	432.3
大規模集合住宅	81	114	267.8	11.4	279.1
住宅商業混在住宅	62	126	854.0	36.5	890.5
単身者向け集合住宅	83	152	310.8	17.8	328.6
調査全体	588	1,157	454.9	26.1	481.1
区内全体	-	-	405.1	27.6	432.7

(3) 組成分析調査

可燃ごみ

最も割合が多いのが生ごみの40.0%で、次いで紙類の23.1%、プラスチック類の10.8%の順です。分別率は81.3%です。



【資源物の混入状況】

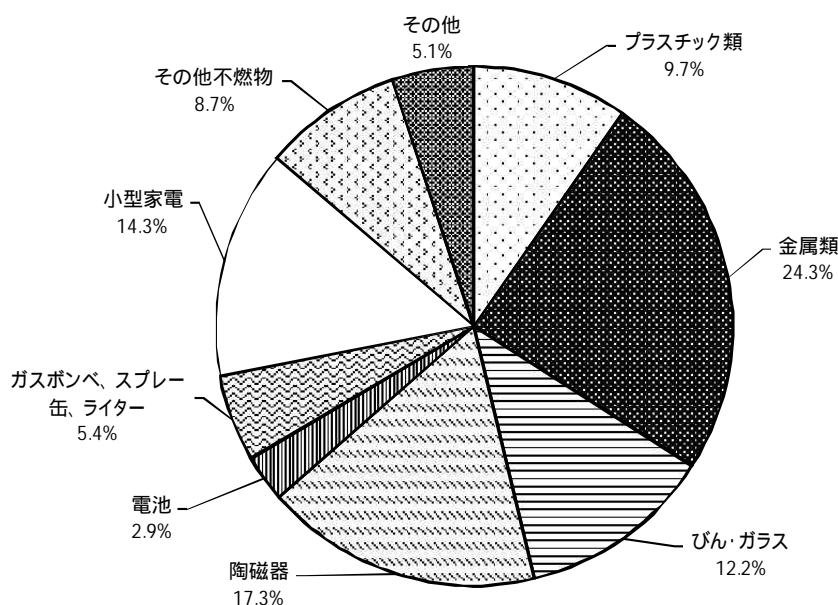
可燃ごみへの資源物の混入は 18.2% で、そのほとんどが紙類とプラスチック類です。

住居形態別では単身者向け集合住宅の資源物の混入が 23.6% と最も多いです。

大分類	細分類	戸建住宅	集合住宅		住宅商業混在住宅	単身者向け集合住宅	区内全体	
			中規模	大規模				
紙類	容器包装	段ボール	0.0%	0.9%	0.3%	1.3%	7.3%	0.5%
		資源物紙バック	0.0%	0.3%	0.0%	0.8%	-	0.2%
		その他紙製容器包装	-	-	-	-	0.2%	-
	容器包装以外	新聞紙・チラシ	0.0%	0.2%	-	0.4%	0.6%	0.1%
		雑誌、書籍	-	-	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%
		雑がみ	-	-	-	-	6.0%	-
プラスチック類	容器包装	フィルム類	1.8%	3.7%	0.5%	1.7%	5.7%	2.7%
		レジ袋	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%	0.6%	0.1%
		プラスチック製の袋（レジ袋は除く）	0.1%	0.4%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%
		包装袋・ラップ等	0.0%	0.1%	-	0.3%	0.4%	0.1%
		ボトル類	-	0.1%	-	0.2%	0.3%	0.0%
		ペットボトル	0.3%	0.2%	-	0.1%	1.7%	0.2%
		その他ボトル	0.3%	0.1%	-	0.1%	0.1%	0.2%
		バック・カップ類	0.0%	-	-	-	0.0%	0.0%
		トレイ類	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.4%	0.2%
		その他	0.8%	2.5%	0.4%	0.3%	2.2%	1.7%
汚れのあるプラスチック製容器包装	0.8%	2.5%	0.4%	0.3%	2.2%	1.7%		
金属類	容器包装	飲料用スチール、アルミ缶	1.5%	1.3%	0.9%	1.7%	0.7%	1.3%
びん・ガラス	容器包装	リターナブルびん	3.8%	1.1%	7.7%	0.6%	4.9%	2.7%
		その他びん	-	-	-	-	-	-
合計			7.1%	6.9%	9.4%	5.4%	18.6%	7.3%

不燃ごみ

最も割合が多いのは金属類の 24.3% で、次いで陶磁器の 17.3%、小型家電の 14.3% の順です。分別率は 82.0% であり可燃ごみと同程度です。



【資源物の混入状況】

不燃ごみへの資源物の混入率は7.3%であり、プラスチック類、びん・ガラスが多いです。可燃ごみに比べて資源物の混入率は低いです。

住居形態別で最も多いのは、単身者向け集合住宅の18.6%です。

大分類	細分類	戸建住宅	集合住宅		住宅商業混在住宅	単身者向け集合住宅	区内全体	
			中規模	大規模				
紙類	容器包装	段ボール	11.1%	9.9%	9.3%	14.5%	14.4%	10.2%
		資源紙パック	0.6%	0.6%	0.1%	1.9%	0.8%	0.5%
		その他紙製容器包装	0.5%	0.6%	0.3%	0.5%	0.7%	0.5%
	容器包装以外	新聞紙・ちらし	2.4%	2.7%	2.3%	3.5%	3.7%	2.6%
		雑誌、書籍	2.0%	2.0%	2.2%	2.9%	1.4%	2.0%
		雑がみ	2.0%	0.8%	0.3%	2.6%	4.7%	1.1%
プラスチック類	容器包装	フィルム類	3.4%	3.2%	4.1%	3.0%	3.2%	3.4%
		レジ袋	7.1%	7.5%	11.4%	6.7%	8.9%	7.9%
		プラスチック製の袋(レジ袋は除く)	0.3%	0.4%	1.1%	0.3%	0.5%	0.5%
		包装袋・ラップ等	0.4%	0.4%	0.2%	0.8%	0.2%	0.3%
		ペットボトル	0.6%	0.7%	1.0%	0.6%	0.8%	0.7%
		その他ボトル	0.4%	0.2%	0.4%	0.2%	0.6%	0.3%
		バック・カップ類	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%
		トレイ類	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.2%
		その他	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
		汚れのあるプラスチック製容器包装	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%
金属類	容器包装	飲料用スチール、アルミ缶	4.9%	5.4%	8.0%	4.2%	6.0%	5.6%
びん・ガラス	容器包装	リターナブルびん	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
		その他びん	0.1%	-	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%
合計			0.1%	-	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%
			18.3%	17.5%	20.8%	21.3%	23.6%	18.2%

(4) 未利用食品調査

生ごみのうち未利用食品の占める割合はおおむね5%~10%前後の混入率となっています。未利用食品の排出の多いものは、菓子類、残存量75%以上、賞味期限が1か月超えるものでした。

住居形態別排出傾向まとめ

排出容器については、住居形態による大きな違いは見られません。

その他の特徴は、以下のとおりです。

㊦戸建住宅

排出量が多いが、分別率が高いです。

㊧中規模集合住宅

排出量はやや多いが、可燃ごみの分別率が高く資源混入率も低いです。

㊨大規模集合住宅



排出個数・量も少なく、分別率も高いです。

㊩住宅商業混在住宅

排出量は突出して多く、家庭ごみと事業系ごみの分別が徹底されていない可能性があります。

2-4. 収集運搬・中間処理・最終処分

(1) 分別区分表

ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、紙くず、ゴム・皮革製品、プラスチック製品、汚れの取れないプラスチック製容器包装 など	ふた付き容器、中身の見える袋、杉並区推奨「黄色いごみ袋」に入れて集積所へ。
	不燃ごみ	ガラス、陶磁器、金属、小型(30cm以下の)の家電製品	ふた付き容器、中身の見える袋に入れて集積所へ。 【カセットボンベ・ライター・スプレー缶】 ・なるべく中身を使い切って、他の不燃ごみとは別の袋に入れ、収集職員に手渡すか、「スプレー缶」「危険」などと表示の上、集積所に出してください。 ・缶に穴をあけるのは危険なのでやめてください。 【水銀体温計・水銀血圧計】 ・集積所に出さず、回収拠点に持参してください。 回収拠点が近くない場合、清掃事務所へ連絡してください。 回収拠点：ごみ減量対策課、清掃事務所、方南支所、高円寺車庫、すぎなみ環境情報館
	粗大ごみ	家庭から出るもののうち最大辺が概ね30cmを超えるもの	杉並区粗大ごみ受付センターにお申し込みください。
資源	びん	飲食料用・化粧品のガラスびん(金属製のふたは不燃ごみ、プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装)	さっとすすいで、黄色コンテナへ直接入れるか、中身の見える袋で出してください。
	缶	飲食料用の空き缶(ふたやキャップも含む)	さっとすすいで、青色コンテナへ直接入れるか、中身の見える袋で出してください。
	古紙	新聞、雑誌・書籍・雑がみ、紙パック、段ボール	4分類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌・書籍・雑がみ)ごとにひもで結んでください。 ・紙パックは洗って開いて(裏面にアルミが付いたものは可燃ごみ)。 ・雑がみは、紙袋に入れても、雑誌や書籍にはさんでも可。
	ペットボトル	 (キャップ・ラベルはプラスチック製容器包装) キャップ回収は区では行っていません。	さっとすすいで、中身の見える袋、またはペットボトル回収容器に直接入れてください(キャップとラベルはプラスチック製容器包装)。または、店舗等の拠点回収に出してください。
	プラスチック製容器包装	 (汚れが簡単に取れないものは可燃)	ふた付き容器、中身の見える袋に入れて集積所へ。 (簡単に汚れを落としたもの)

(2) 処理の流れ

家庭ごみは、区が収集します。事業系ごみは、事業者が自ら、直接処理施設へ搬入もしくは許可業者(排出事業者からの委託)によって収集されます。(一日に排出されるごみ量が50キログラム未満の事業者の事業系ごみは、有料にて、家庭ごみの収集と併せての収集を認めています。)

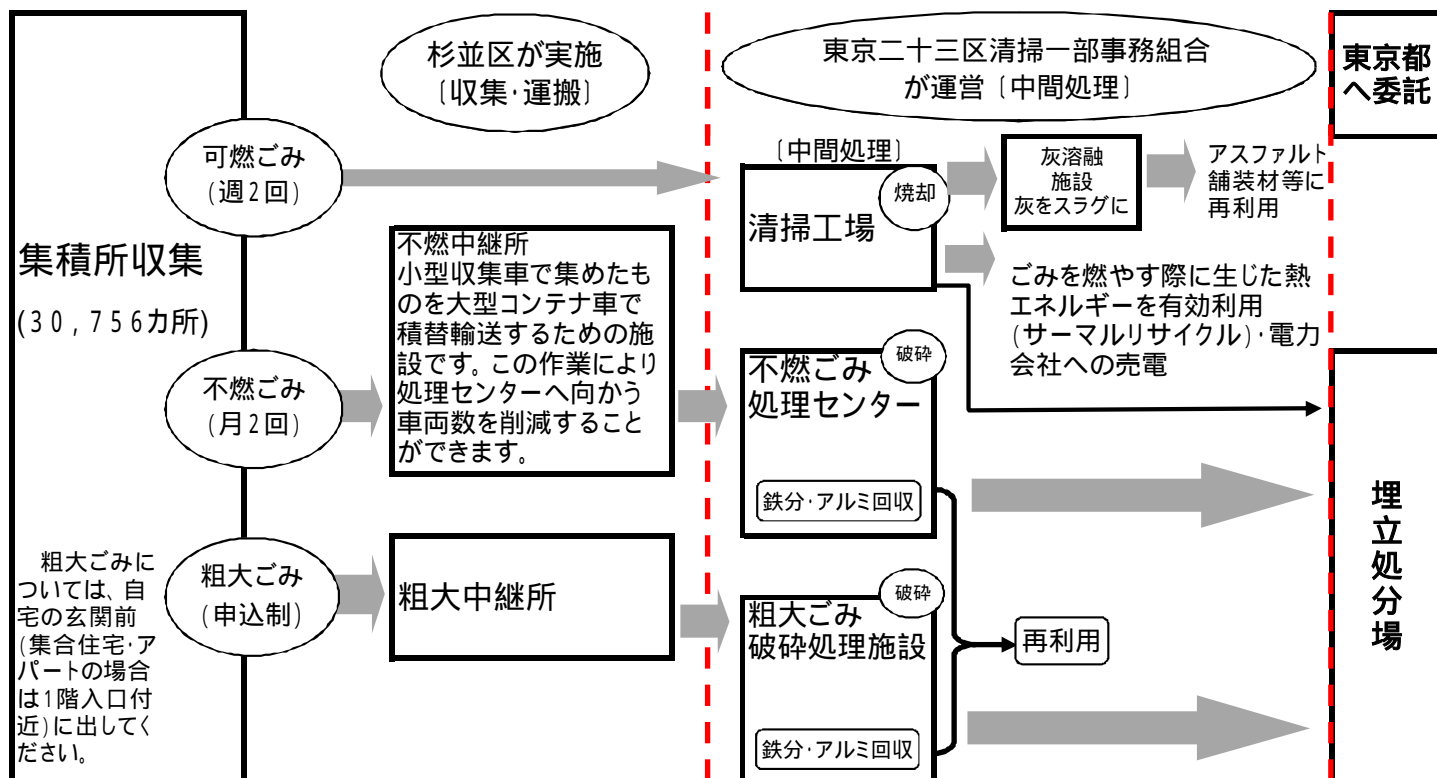
区が収集した資源物とごみの処理の流れは、以下のとおりです。

可燃ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合(以下「一部事務組合」という。)が運営する清掃工場で焼却処理されます。

不燃ごみは、新宿区が運営する中継所で積替え・圧縮され、一部事務組合が運営する不燃ごみ処理センターに運搬されます。ここで破碎・選別処理によって金属等の資源物が回収された後、都の運営する最終処分場で埋立処分されます。

粗大ごみは、堀ノ内中継所で積替え、一部事務組合が運営する粗大ごみ破碎処理施設で破碎・選別処理によって鉄分が回収された後、最終処分場で埋立処分されます。

・ ごみ処理の流れ(概略)



集積所数等(平成24年4月1日現在)

(3) ごみの排出・収集

区で収集する可燃ごみ・不燃ごみは、区内30,756か所の集積所への排出を通じて収集されています。集積所の管理は、利用する周辺住民の協力により成り立っています。

また、粗大ごみは申し込み制で、「杉並区粗大ごみ受付センター」で受付けた後、戸別に収集を行っています。

(4) ごみの収集運搬

区内を2つの地域に分け、それぞれ杉並清掃事務所と杉並清掃事務所方南支所が管轄しています。可燃ごみ・不燃ごみは主に2トン車(小型プレス車)による収集を行っています。

家庭ごみは無料で収集していますが、一時的に多量に出した場合は有料となります。

粗大ごみは、有料で収集(有料粗大ごみ処理券を貼付)を行っており、品目ごとに料金が決められています。

平成18年2月からは、日曜収集や粗大ごみの持込制度も実施しています。

また、一日に排出されるごみ量が50キログラム未満の事業者については、区による収集を有料(事業系有料ごみ処理券の排出袋等への貼付)で認めており、家庭ごみの収集時に併せて収集しています。

なお、粗大ごみ手数料及び事業系有料ごみ処理手数料は、平成25年10月から改定になります。

(5) 中継所

a) 不燃ごみの中継所

中継所は、収集車両が収集後遠方の処理施設まで運搬する時間を省くことや積替えにより処理施設へ向かう車両を減らすことにより、作業の効率化や交通量、自動車公害の緩和を図るために設けられた施設です。

杉並区は、不燃ごみを新宿区にある不燃中継所に搬入しています。

この新宿中継所は杉並の外、新宿、豊島、渋谷、中野と練馬の6区の不燃ごみを受け入れています。

b) 粗大ごみの中継所

収集された粗大ごみは、堀ノ内中継所(一部は、中野区内の丸山中継所)で中型プレス車に積み替え、一部事務組合が運営する粗大ごみ破碎処理施設に搬送されます。

(6) 中間処理施設

a) 可燃ごみの中間処理施設

区もしくは許可業者によって収集された可燃ごみは、東京23区清掃一部事務組合が運営する清掃工場で焼却処理されます。杉並清掃工場は、現在建替え工事中で、完成は平成29年の予定です。

b) 不燃ごみの中間処理

区もしくは許可業者によって収集された不燃ごみは、一部事務組合が運営する中防不燃ごみ処理センター、京浜島不燃ごみ処理センターにおいて破碎・選別による中間処理が行われます。

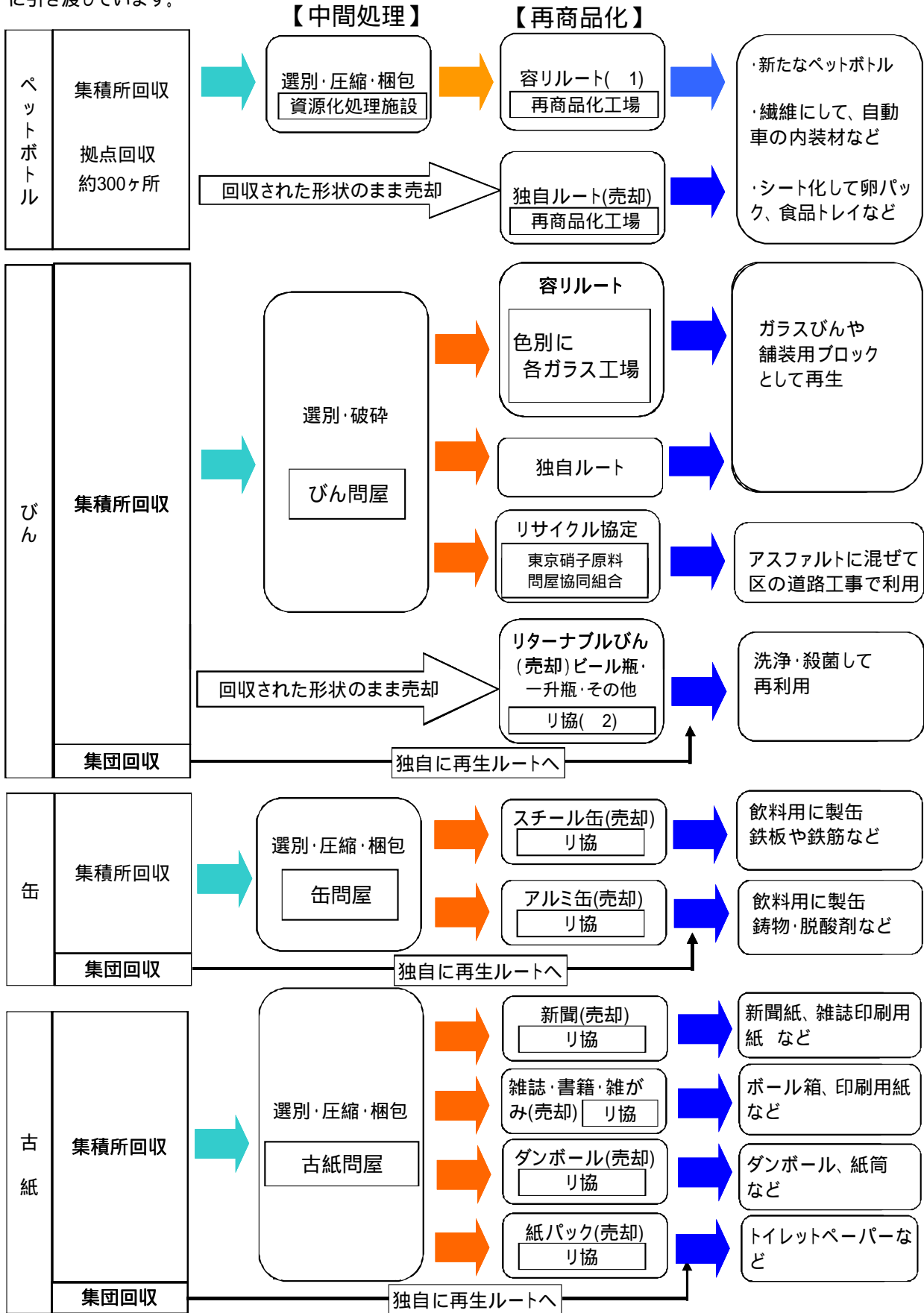
(7) 最終処分場

東京都が管理・運営する最終処分場(新海面処分場)に、不燃ごみ処理センター・粗大ごみ破碎処理施設(一部事務組合が運営)からの不燃残さを、埋立処分します。

(8) 資源の流れ(平成24年度)

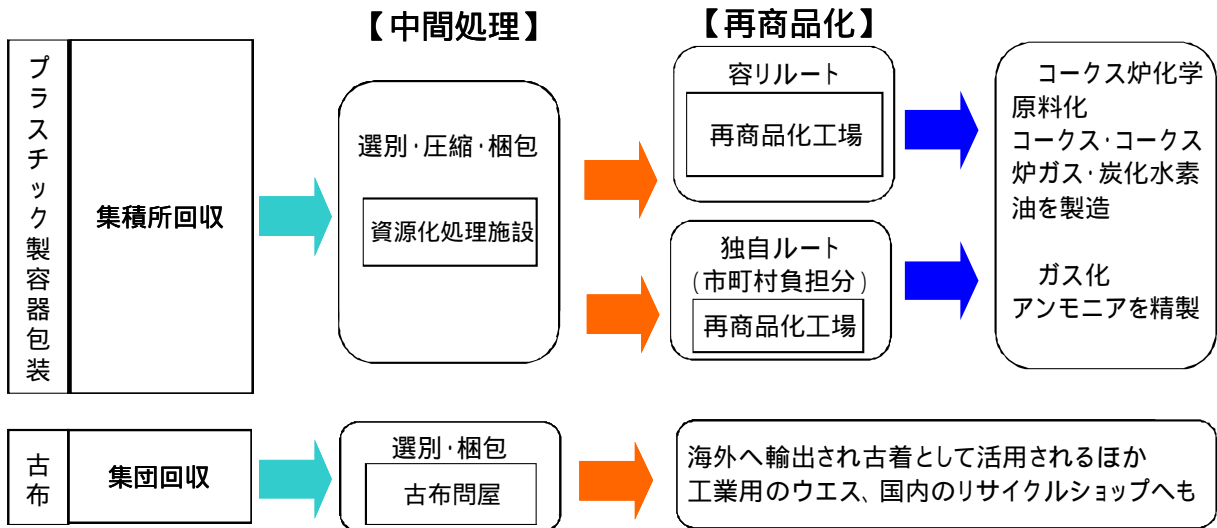
資源は、品目ごとに回収され、資源化施設(ヤード)で選別・資源化された後、売却されます。

プラスチック製容器包装やペットボトルについては、資源化施設で圧縮・梱包処理を行った後、再商品化事業者
に引き渡しています。

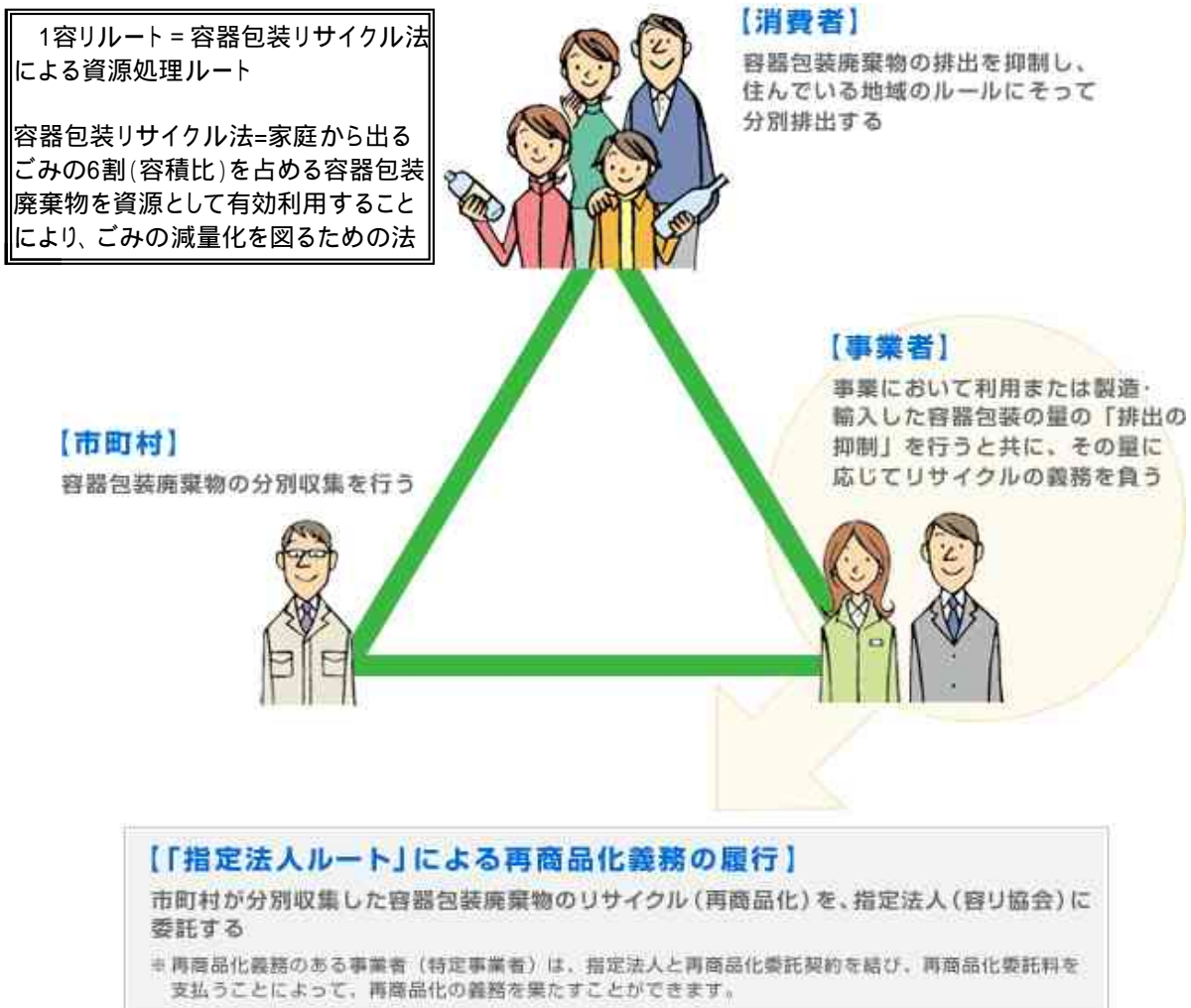


1 容リルート = 容器包装リサイクル法による資源処理ルート

2 リ協 = 杉並リサイクル事業協同組合



この他に「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加。メーカー6社のカートリッジを区役所、清掃事務所、方南支所、あんさんぶる荻窪で回収。

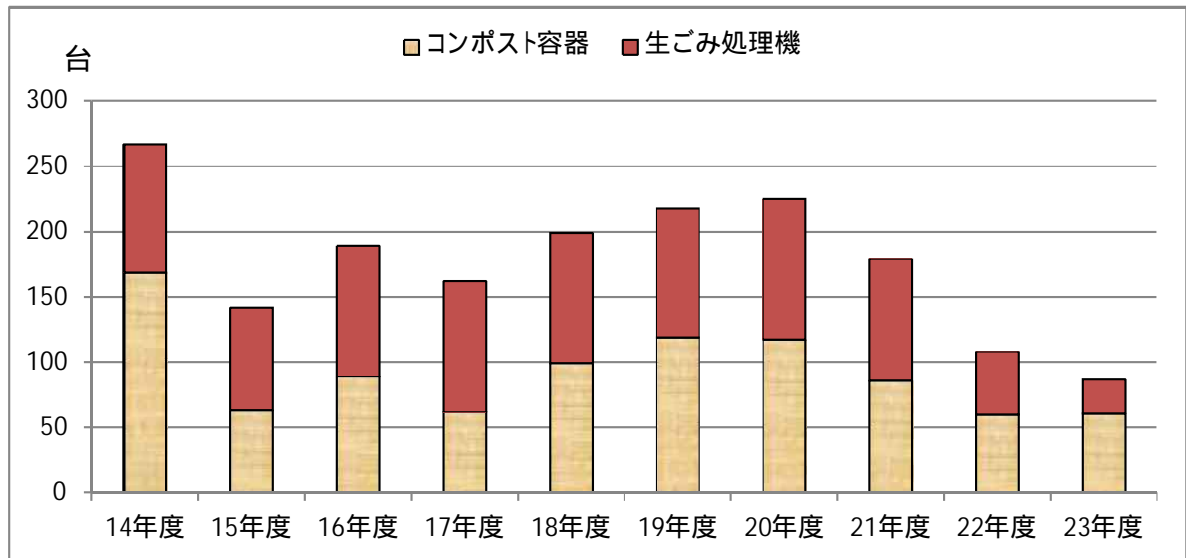


2-5. 生ごみの減量

(1) コンポスト容器・家庭用生ごみ処理機助成

家庭における生ごみのリサイクルを進めるため、コンポスト容器のあっせん・助成(購入額の2分の1を助成、限度額4千円)及び家庭用生ごみ処理機の助成(購入額の2分の1を助成、限度額2万円)を行っています。平成24年度に「杉並区コンポスト容器購入費補助要綱」及び「杉並区家庭用生ごみ処理機購入費補助要綱」の改正を行い、申請要件を緩和して購入しやすくなりました。

・ コンポスト容器・家庭用生ごみ処理機助成件数 (件)



	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
コンポスト容器	169	63	89	62	99	119	117	86	60	61
生ごみ処理機	98	79	100	100	100	99	108	93	48	26

2-6. ごみ・資源にかかる経費と収入

平成23年度の区のごみ処理事業費(現金収支を伴わない退職給与引当金、減価償却費を考慮した行政コストは、事業コスト合計が81億円、収入合計が8億円であり、差引した行政コスト純額は73億円となっています。

1キロあたり行政コスト純額は52.4円/キロ(平成22年度:52.7円/キロ)、1世帯あたりの額は24,127円/世帯(平成22年度:24,544円/世帯)となっています。

・ ごみ処理事業に関する行政コスト計算書

端数処理のため、合計とは一致しない。

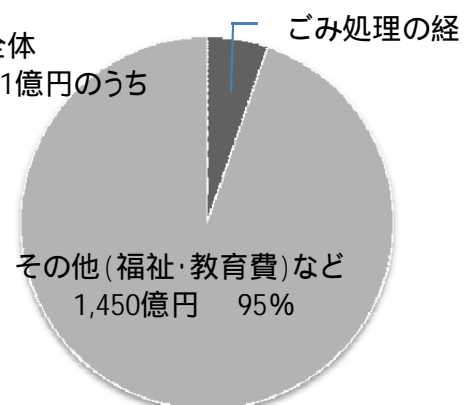
単位:千円

	ごみ		資源			合計			対象外		
	可不燃	粗大	古紙びん缶	ペット	プラ	ごみ計	資源計	合計			
事業コスト	人件費	職員費等	2,086,635	0	9,625	3,272	190,190	2,086,635	203,087	2,289,722	19,955
		退職給与引当金繰	170,940	0	578	289	16,184	170,940	17,051	187,991	1,300
		計	2,257,575	0	10,203	3,561	206,373	2,257,575	220,137	2,477,712	21,256
	減価償却費	財産	67,842	13,972	14,036	13,972	14,693	81,814	42,701	124,515	0
		備品	27,054	695	7	7	1,383	27,749	1,397	29,146	0
	経費	計	94,896	14,667	14,043	13,979	16,075	109,563	44,098	153,661	0
		車両等	609,296	369,937	642,222	364,700	427,216	979,233	1,434,138	2,413,371	25,146
		分担金	1,810,568	157,441	0	0	0	1,968,009	0	1,968,009	78,720
		計	331,634	71,544	288,011	64,300	317,571	403,179	669,882	1,073,060	85,306
	計	2,751,498	598,922	930,234	429,000	744,787	3,350,420	2,104,020	5,454,440	189,173	
計	A	5,103,969	613,589	954,479	446,540	967,236	5,717,558	2,368,255	8,085,813	210,429	
							57.2億円	23.7億円	80.9億円		
収入	廃棄物処理手数料	126,866	179,614	38,818	2,582	5,282	306,480	46,682	353,162	0	
	助成金	0	0	0	0	46,543	0	46,543	46,543	0	
	回収資源売払収入	0	0	192,835	124,826	84,462	0	402,123	402,123	0	
	カレンダー広告料	200	100	100	100	100	300	300	600	0	
	不用品売払収入	24	0	0	0	0	24	0	24	0	
	対象外	0	0	0	0	0	0	0	0	11,572	
	計	B	127,090	179,714	231,753	127,508	136,387	306,804	495,647	802,451	11,572
								8.0億円			
差引行政コスト純額	A - B	4,976,880	433,875	722,726	319,033	830,849	5,410,754	1,872,607	7,283,362	198,857	
ごみ・資源量(t)	E	102,114	4,375	25,924	2,147	4,393	106,489	32,464	138,953		
1キロあたりの経費(円/kg)	(A-B)÷E	48.7	99.2	27.9	148.6	189.1	50.8	57.7	52.4		
一あ	301,873	C									
世た	H24.4.1現在	(A-B)÷C	16,486.67	1,437.28	2,394.14	1,056.84	2,752.31	17,923.9	6,203.3	24,127.2	
帯り		整数化	16,487	1,437	2,394	1,057	2,752	17,924	6,203	24,127	
一あ	539,482	D					0.0	0.0	0.0		
た	H24.4.1現在	(A-B)÷D	9,225.29	804.24	1,339.67	591.37	1,540.09	10,029.5	3,471.1	13,500.7	
人り		整数化	9,225	804	1,340	591	1,540	10,030	3,471	13,501	

・ 一般会計に占めるごみ処理経費の割合

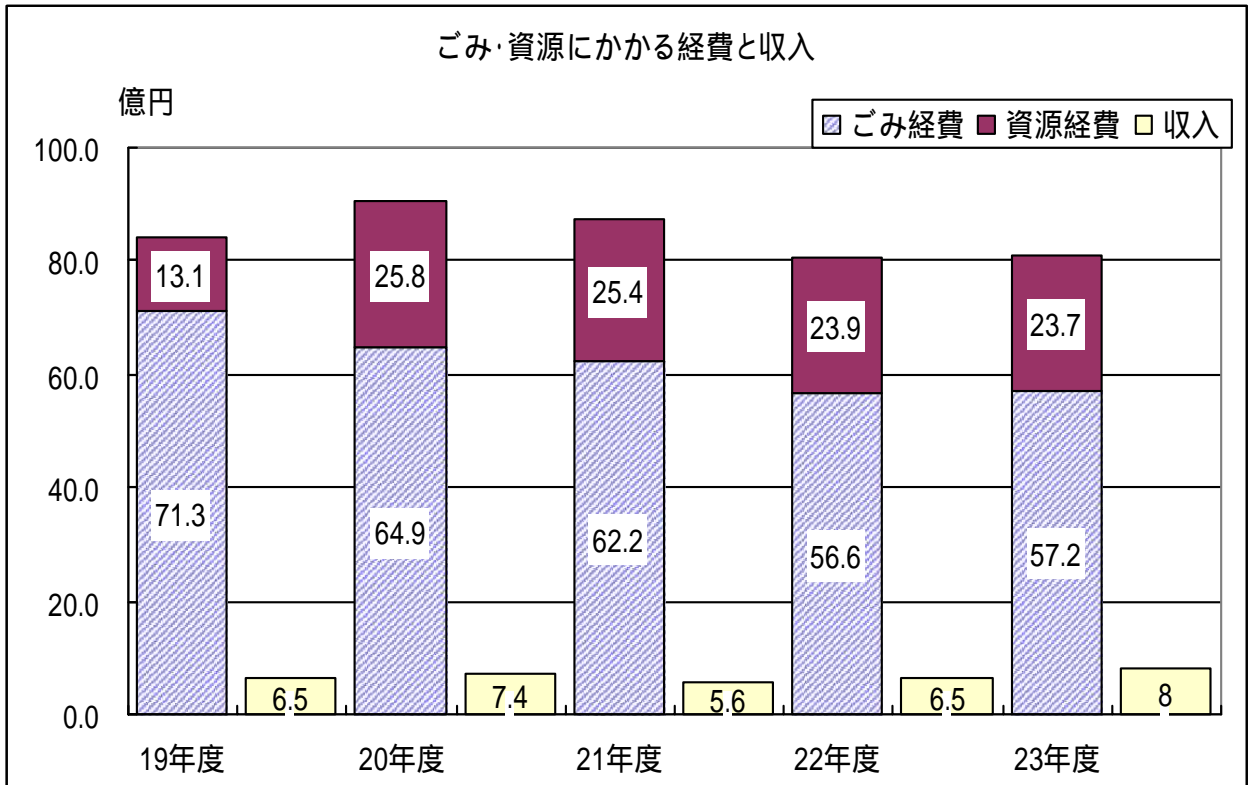
平成23年度の杉並区一般会計(1,536億円)に占めるごみ処理の経費(81億円)は、約5%でした。

区全体
1,531億円のうち



平成23年度

・ ごみ・資源にかかる経費と収入の推移



収入 粗大ごみ・事業系ごみ処理手数料、回収した資源(びん・缶・古紙・ペットボトル)の売払金などです。

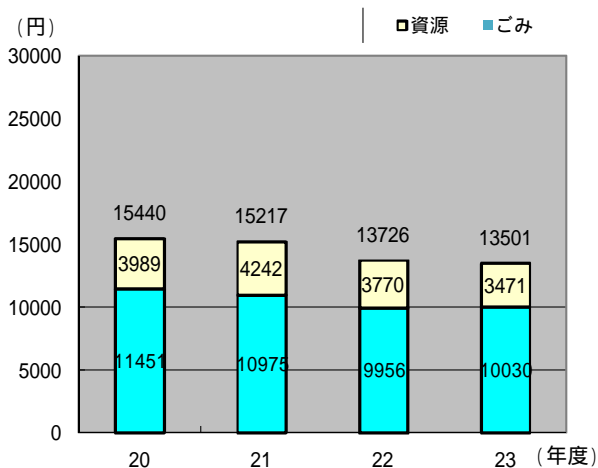
経費 ・ごみ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集・運搬経費です。

・資源 びん、缶、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装の回収・運搬、選別保管にかかる経費です。

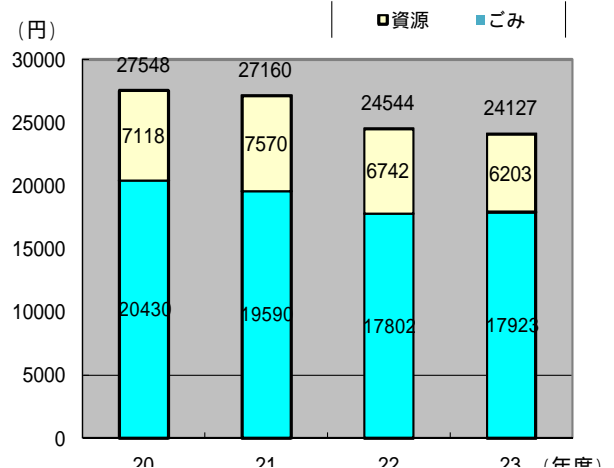
なお、プラスチック製容器包装の再商品化に必要な経費の一部は、区も負担しています。

・ ごみ・資源の処理にかかる経費の推移

ごみ・資源の処理にかかる経費(区民一人あたり)



ごみ・資源の処理にかかる経費(区民一世帯あたり)



3 前計画における成果

平成20年3月改定の「杉並区一般廃棄物処理基本計画」（以下「前基本計画」という。）では、各種施策により区民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力をを行い、循環型社会形成に向けたごみの排出抑制・資源化の実践を目指しました。

その結果、平成18年度と平成22年度を比較すると約17,626t（約14%）のごみ減量が達成され、資源回収率も6.1%上昇するなど、ごみの減量・資源化ともに大きな成果が得られました。

3-1 数値目標達成度

指 標	単 位	基 準 (平成18年度)	短期目標 (平成22年度)	重点目標 (平成29年度)	平成22年度				平成23年度			
					実績値	減量実績	短期目標値 に対する達 成度	重点目標値 に対する達 成度	実績値	減量実績	短期目標値 に対する達 成度	重点目標値 に対する達 成度
総排出量	t/年	175,983	166,000	128,000	173,585	-1.4%	95.6%	73.7%	171,295	-2.7%	96.9%	74.7%
家庭系ごみ 排出量	g/日・人	649	430	250	548	-15.6%	78.5%	45.6%	541	-16.6%	79.5%	46.2%
事業系ごみ 排出量	t/年	17,747	10%減	30%減	26,787	50.9%	-40.4%	-53.6%	25,731	45.0%	-37.9%	-51.7%
リサイクル 率	%	20.70%	45.00%	55.00%	26.60%	-	59.1%	48.4%	26.80%	-	59.6%	48.7%

事業系のごみ排出量は、マニフェスト按分による数値でしたが、20年度からは算定方法を変更して、台貫値による実績となりました。

マニフェスト按分とは、各区のマニフェスト対象事業者(100Kg 以上排出/月)の収集量の割合で、台貫値を各区按分していました。

台貫値による実績とは、排出事業者の各区ごとの実績値を足し上げたものです。

3-2 各個別計画の成果

個別計画	計画に対する取組	今までの取組状況と実績
発生抑制（リデュース）促進計画	家庭ごみ有料化の検討	平成22年度の実施を目指して検討を進めてきましたが、実施の段階での区民の合意形成が必要であり、実施には至りませんでした。
	レジ袋削減の取組促進	区民の多く集まるイベントでマイバックキャンペーンを展開したほか、地域や学校の行事への参加や転入者用のチラシ配布等の啓発活動を行いました。 また、平成20年度から「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を施行した結果、スーパーマーケットを中心とした条例対象事業者の有料化等の取組が進み、条例制定後、レジ袋は1,150万枚以上削減されました。
	容器包装を減らす事業者の取組の促進	環境博覧会において、「すぎなみ環境賞」による過剰包装抑制等貢献者の表彰（平成16年～21年実施）を行いました。
	生ごみ減量対策の推進	コンポスト容器・生ごみ処理機の購入費を助成しています。平成24年度から、より申請しやすいように要綱を改正しました。 また、環境学習会の開催や各種イベント・広報紙等による啓発活動や水切り袋の配布などを行いました。 平成24年度には、町会の協力のもと「生ごみギュッとひとしほりプロジェクト」として、生ごみの減量検証を行い、減量効果の周知を行いました。
	発生抑制手法の開発・普及	区民アイデア集を発行しました。
循環利用（リユース・リサイクル）拡充計画	資源分別の周知の徹底	各種清掃関係情報紙や広報・区ホームページに記事を掲載するとともに、環境学習会やふれあい指導による排出指導等を行いました。
	集団回収への支援	集団回収団体に対し報奨金・支援物品を支給しました。 また、集合住宅の管理組合・PTAや小規模団体などに働きかけをして、集団回収参加団体数は着実に増加しています。回収量に応じて団体に支払われる報奨金は、団体の活動費の一部として有効に使用され、地域社会の形成に役立っています。
	新たな資源分別品目の検討	平成20年度からプラスチック製容器包装とペットボトルを全集積所で回収を始めました。また、平成23年1月から化粧品品のびんも資源として回収し、平成24年度からは、プリンタメーカー共同による「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、インクカートリッジの拠点回収を始めました。
	粗大ごみのリユース	NPOすぎなみ環境ネットワークが実施しているリサイクルひろは高井戸での家具販売事業及び不用品情報コーナー等を案内しています。 また、一部のフリーマーケットの開催情報を広報に掲載しています。
	生ごみのリサイクル	上記「生ごみ減量対策の推進」と同様です。
	みどりのリサイクル	樹木の剪定枝や落ち葉を資源化している自治体に聞き取り調査を行い、実施に向けた研究を行いました。
	バイオマス利活用の調査・検討	中央防波堤工コタウン事業施設等を見学し、バイオマス利活用の検討をしましたが、杉並区では安定的に搬入できる施設等は見つけられていません。
排出管理計画	不法投棄対策の実施	各種清掃関係情報紙・広報・区ホームページ・ごみ・資源の収集カレンダーに不法投棄防止をするための記事を掲載しました。
	ごみの適正排出の徹底	各種清掃関係情報紙や広報・区ホームページに記事を掲載するとともに、環境学習会やふれあい指導による排出指導等を行いました。
	まちの美観の確保	ごみ排出の適正化指導、折り畳み式ごみ収集ボックスや防鳥ネットの配布等による集積所のカラス等による被害の防止対策、大規模建築物の所有者への排出指導などを行いました。
	集合住宅における排出管理の徹底	宅建協会杉並区支部と連携し、簡易版ごみ・資源の収集カレンダーを配布しました。また、支部ニュースに掲載し、適正排出の啓発をしました。平成24年度からは、宅建協会杉並区支部が作成した、入居時に配る冊子「杉並区に楽しく住むためのガイド」に正しいごみの出し方や収集曜日一覧を掲載してもらいました。
	禁忌品処分方法の周知	区ホームページや広報・収集カレンダー等に記事を掲載しました。また、スプレー缶等の回収方法や水銀体温計・血圧計の拠点回収を周知しました。

収集運搬計画	戸別収集の実施	平成22年度の実施を目指して、家庭ごみの有料化と一体的に進めるべきものとして、検討してきましたが、実施には至りませんでした。
	効率的な収集運搬体制の確立	毎年度、ごみの推計量に見合った収集運搬車両を配置し、効率的な収集運搬ルートを作成しています。
	収集回数の見直し	平成21年1月から隔週だった不燃ごみの収集を月2回に変更し、区民に収集日をわかりやすくしました。
中間処理・最終処分計画	資源化施設の確保	調査・検討しましたが、民間の資源化施設であるびん・缶・古紙問屋の一部を除いて、杉並区内では確保できていません。
	中間処理施設の継続利用	可燃ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する清掃工場に搬入してきました。 不燃ごみは、新宿不燃中継所を經由して中防不燃ごみ処理センターに搬入してきました。 粗大ごみは、堀ノ内粗大中継所・丸山粗大中継所を經由して中防粗大ごみ処理施設に搬入してきました。
	最終処分場の継続利用	最終処分場は、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場に埋立処分してきました。
事業系ごみ管理計画	事業系ごみと家庭ごみの分別の明確化	商工だより、広報すぎなみ、ごみパックンに、貼付周知の記事の掲載や、「ごみ処理券貼付のパンフレット」を区内全事業者に配布することで、少量であっても事業系ごみ、資源が有料であること、また、ごみ処理券貼付のために事業系と家庭ごみは排出時に袋を分けることなどを周知しました。 なお、戸別収集の商店会先行実施については、家庭ごみ有料化と併せて平成22年度実施に向けて検討を続けてきましたが、実施の段階での区民の合意形成が必要であり、実施には至りませんでした。
	処理手数料の適正な徴収	商工だより、広報すぎなみ、ごみパックンに、貼付周知の記事の掲載や、「ごみ処理券貼付のパンフレット」を作成し、区内全事業者に配布したり、商店会連合役員会、理事会等で、貼付の徹底を依頼しました。 また、概ね商店会を1エリアとして集中的な助言、指導を行ったり、収集の際に未貼付であることが確認できた場合は、訪問や通知、ポスターなど様々な手法により、適正な貼付への指導等を行いました。
	民間活力の導入	許可業者の収集運搬を希望する事業者が契約しやすい環境を整備し、区ホームページ、商工だより等に記事や一般廃棄物処理業者の一覧を掲載しました。また、商店街に回収ステーションを設置し、段ボールを有料で回収する方法と、オフィスから出る古紙を有料で回収する事業系古紙リサイクルを案内しています。
	事業者における廃棄物の減量促進	区ホームページ及び区内食品関連事業者にリーフレット等の配布により、食品リサイクル法では、小規模の外食産業や小売業者も食品関連事業者であることや、肥飼料化だけでなく、減量等も事業者の義務であることを周知しました。また、食品残さを減らすことで、ごみ処理経費の軽減になることを周知しました。
	環境活動に対する適正な評価・公表	区ホームページやロビー展示等で区内事業者のレジ袋削減状況を周知しました。
経費管理計画	廃棄物会計の導入と経費情報の公表	コスト計算を実施し、区ホームページ・広報すぎなみ・各種清掃関係情報紙に掲載しました。
	費用対効果の向上	平成20年度以降、区民一人あたりのごみ・資源にかかる経費は、減少してきています。
情報管理計画	関係者間で情報を共有する体制づくり	環境清掃審議会、清掃・エネルギー対策特別委員会、清掃連絡会等を開催して情報を共有しました。 また、各種啓発事業の実施、広報すぎなみや各種清掃関係情報紙に記事を掲載しました。
	区からの情報提供と区民・事業者からのアイデア募集	区ホームページ・広報すぎなみ・各種清掃関係情報紙に情報を掲載しました。
その他	拡大生産者責任(EPR)推進の働きかけ	国や都に対して、拡大生産者責任(EPR)の考え方を推進するよう働きかけました。
	環境学習・環境教育の拡充	環境学習会、町会連合清掃研修会、懇談会、出前学習会等の開催や各種清掃関係情報紙の発行をしました。

4 ごみ量・資源量の実績及び推計

4-1. 平成22年度分別排出実績

実績値及び組成分析データを用いて整理した平成22年度の分別排出実績は次のとおりです。

分別排出実績(排出量)

(単位:g/人日)

	排出量(g/人日)				分別回収	拠点回収	集団回収	小計	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計					
厨芥類	200	0		200					200
紙類	116	0		116	95		30	125	241
新聞	10	0		10	30		17	47	57
雑誌等	23	0		23	39		9	48	71
段ボール	3	0		3	25		4	29	32
紙パック	3	0		3	0		0	0	3
その他	77	0		78			0	0	78
布類	39	0		39		0	1	1	40
草木類	43	0		43					43
プラスチック類	58	3		61	30			30	91
ペットボトル	2	0		2	8	2		10	11
その他プラ容器	39	1		40	23			23	63
プラ製品	18	2		19					19
金属類	1	12		13	11		1	12	25
びん類	0	2		2	27		0	27	29
その他	44	9		53					53
粗大			22	22					22
合計	501	25	22	548	164	0	32	196	722

分別排出実績(割合)

(単位:%)

	排出フロー(%)				分別回収	拠点回収	集団回収	小計	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計					
厨芥類	100	0		100					100
紙類	48	0		48	39		13	52	100
新聞	18	0		18	53		30	82	100
雑誌等	32	0		32	55		13	68	100
段ボール	8	0		9	79		13	91	100
紙パック	92	0		92	5		4	8	100
その他	100	0		100			0	0	100
布類	96	1		97		0	3	3	100
草木類	100	0		100					100
プラスチック類	64	3		67	33			33	100
ペットボトル	13	0		13	67	20		87	100
その他プラ容器	62	1		64	36			36	100
プラ製品	91	9		100					100
金属類	4	47		52	45		3	48	100
びん類	1	6		6	93		1	94	100
粗大			100	100					100
合計	69	3	3	76	23	0	4	27	100

端数処理のため小計・合計が合わない場合があります。

4-2. 目標年度の分別排出量推計

基準年度(平成22年度)の実績値及び組成分析データ等を用いて推計した、将来(目標年度)の分別排出量は次のとおりです。

短期目標年度
平成26年度

(単位:g/人日)

	排出量(g/人日)			小計	分別	拠点	集団	小計	合計
	可燃	不燃	粗大						
厨芥類	188	0		188					188
紙類	108	0		108	97		32	129	237
新聞	10	0		10	30		17	47	56
雑誌等	21	0		21	40		10	50	71
段ボール	3	0		3	27		5	32	35
紙パック	3			3	0		0	0	3
その他	73	0		73			0	0	73
布類	36	0		36			1	1	38
草木類	40	0		40					40
プラスチック類	55	2		57	30			30	87
ペットボトル	1	0		1	8	2		10	11
その他プラ容器	37	1		37	23			23	60
プラ製品	17	2		18					18
金属類	1	11		12	11		1	12	24
びん類	0	2		2	27		0	27	29
その他	41	8		49					49
粗大			17	17	5			5	22
合計	469	24	17	510	171	0	34	205	715

中期目標年度
平成29年度

(単位:g/人日)

	排出量(g/人日)			小計	分別	拠点	集団	小計	合計
	可燃	不燃	粗大						
厨芥類	182	0		182					182
紙類	105	0		105	99		32	131	236
新聞	9	0		9	30		17	47	56
雑誌等	21	0		21	41		10	51	72
段ボール	2	0		2	28		6	34	36
紙パック	2			2	0		0	0	3
その他	70	0		70			0	0	70
布類	35	0		35			2	2	37
草木類	39	0		39					39
プラスチック類	52	2		54	33			33	87
ペットボトル	1	0		1	9			9	10
その他プラ容器	36	1		36	24			24	60
プラ製品	16	1		17					17
金属類	1	9		10	11		2	13	23
びん類	0	1		1	27		0	27	29
その他	40	7		47					47
粗大			17	17	5			5	22
合計	455	20	17	490	175	0	36	212	702

端数処理のため小計・合計が合わない場合があります。

最終目標年度
平成33年度

(単位:g/人日)

	排出量(g/人日)								
	可燃	不燃	粗大	小計	分別	拠点	集団	小計	合計
厨芥類	175	0		175					175
紙類	101	0		101	101		33	134	235
新聞	9	0		9	30		17	47	56
雑誌等	20	0		20	42		11	53	72
段ボール	2	0		2	28		6	34	36
紙パック	2			2	1		0	1	3
その他	68	0		68			0	0	68
布類	34	0		34			2	2	36
草木類	37	0		37					37
プラスチック類	50	1		51	36			36	87
ペットボトル	1	0		1	11			11	12
その他プラ容器	34	0		35	25			25	60
プラ製品	15	1		16					16
金属類	1	6		7	17		2	19	26
びん類	0	1		1	27		0	27	29
その他	38	4		43					43
粗大			12	12	10			10	22
合計	437	13	12	461	191	0	37	228	689

端数処理のため小計・合計が合わない場合があります。

3-3. 基準年度及び目標年度のごみ量・資源量の推計

(t/年)

	人口	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源			集団回収	合計
					分別回集	拠点回収			
平成22年度	539,156	98,620	4,915	4,258	33,097	32,642	455	6,364	147,254
平成26年度	539,504	92,428	4,666	3,375	34,066	33,619	447	6,627	141,162
平成29年度	540,477	89,682	3,888	3,375	34,415	34,415	0	6,882	138,242
平成33年度	540,696	86,149	2,474	2,375	37,597	37,597	0	7,222	135,817

5 杉並清掃工場建替工事のあらまし

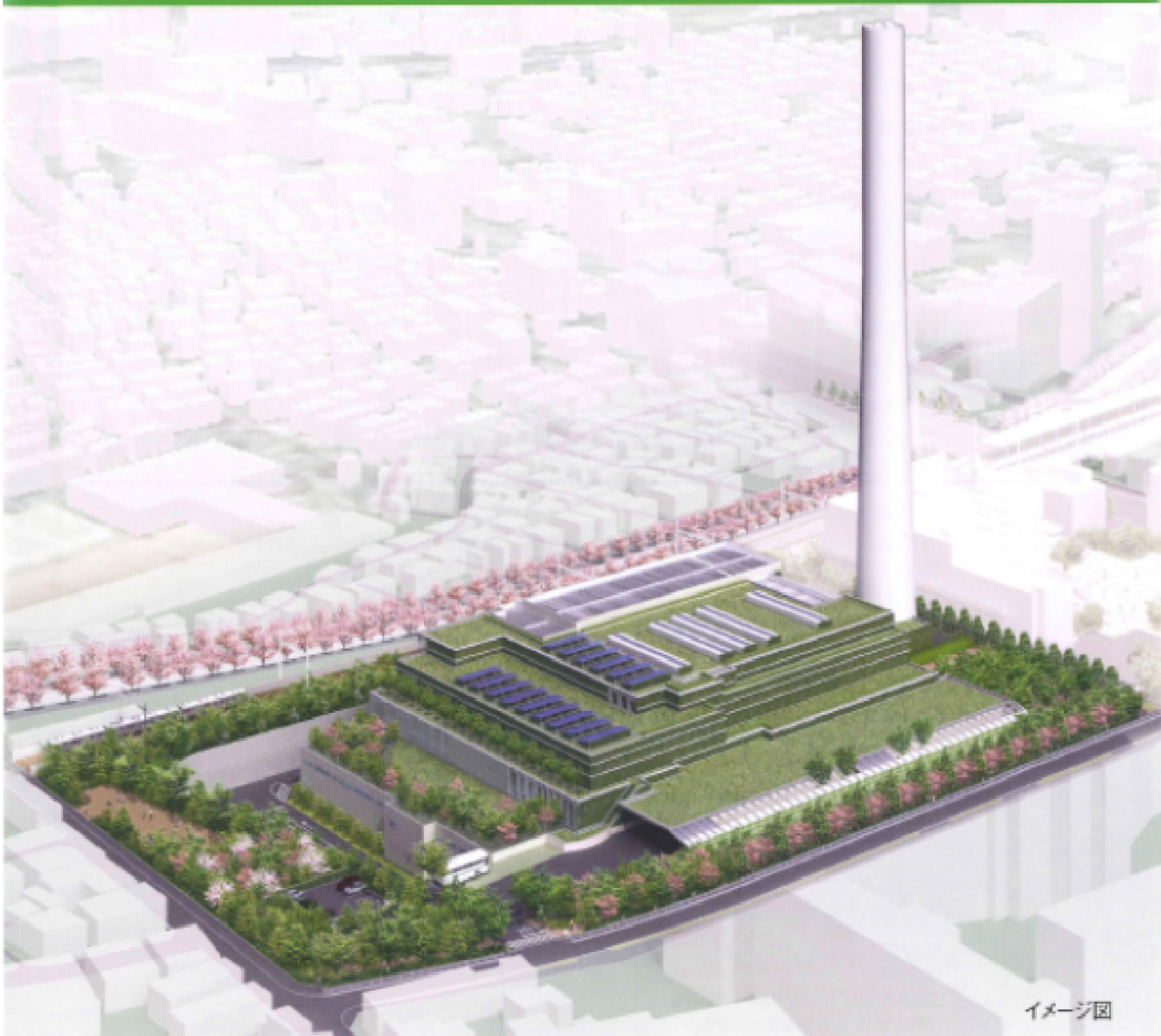
東京二十三区清掃一部事務組合が、これまでの説明会などで配布した資料です。
東京二十三区清掃一部了解を得て一部を転載しました。

杉並清掃工場 建替工事のあらまし

平成24年12月



杉並区の花「さざんか」



イメージ図



東京二十三区清掃一部事務組合

1

施設計画

■ 工事場所

東京都杉並区高井戸東三丁目7番6号

■ 敷地面積

約36,000m²

■ 工期

平成24年9月27日から平成29年9月30日まで

■ 設計施工

日立造船・奥村組 特定建設工事共同企業体

■ 建築

①工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)高さ約28m

②管理棟 鉄筋コンクリート造

③煙突 鉄筋コンクリート造外筒・鋼製内筒型
高さ約160m(外筒再使用)

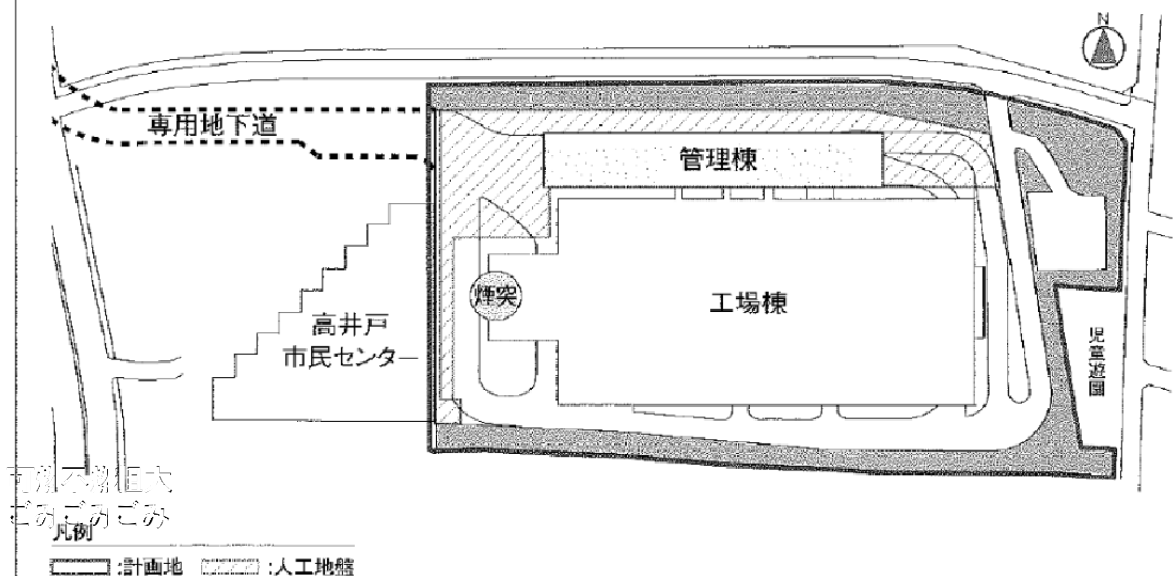
■ プラント

①焼却炉 全連続燃焼式火格子焼却炉(廃熱ボイラ付)
焼却能力 600トン/日(300トン/日・炉×2基)

②発電設備 定格出力 約24,000kW

2

配置計画図



3 杉並清掃工場の特徴

■ 地域環境との調和

工場棟の高さを旧清掃工場の高さ以下に抑え、建設地が位置する閑静な住宅街に配慮して、周辺環境と調和したデザインや積極的な緑化を図る計画とします。

■ 地球温暖化の防止

従来よりも効率の高い廃棄物発電設備の導入による発電電力量の増加及びLED照明による電力量の低減などの省エネルギー化に努め、CO₂排出量の削減に取り組みます。

■ 自然エネルギーの利用

太陽光発電パネルやトップライトなどにより、自然光を積極的に利用します。

■ 公害防止基準

● 大気汚染

	排ガス条件(酸素濃度12%換算値)
ばいじん	0.01g/m ³ N以下
塩化水素	10ppm以下
硫黄酸化物	10ppm以下
窒素酸化物	50ppm以下
水銀	0.05mg/m ³ N以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下

● 水質汚濁

- ・下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準を遵守
- ・水質汚濁防止法における排水基準を遵守
- ・ダイオキシン類対策特別措置法における排水基準を遵守

● 悪臭

悪臭防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規制基準を遵守

● 騒音

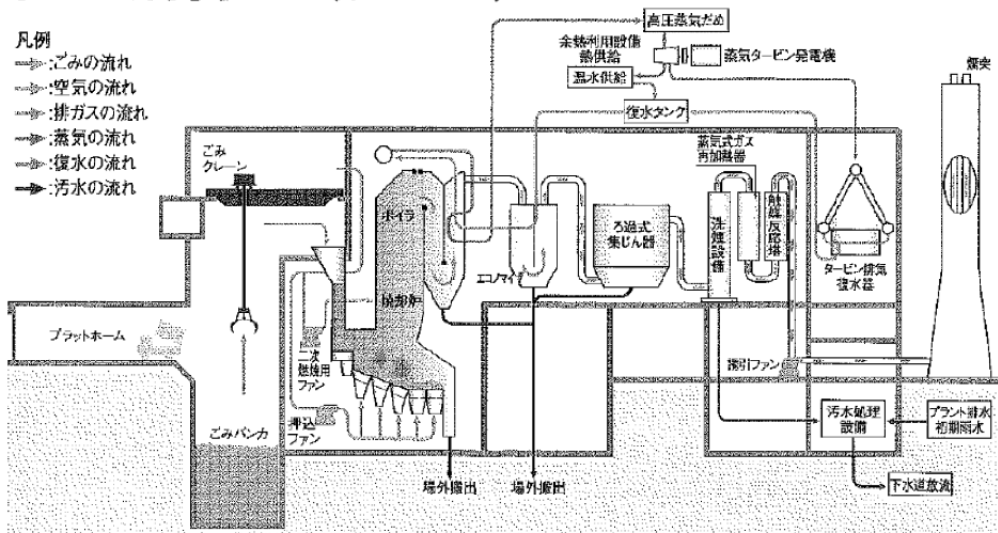
騒音規制法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規制基準を遵守

● 振動

振動防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規制基準を遵守

4 杉並清掃工場のしくみ

- 凡例
- : ごみの流れ
 - : 空気の流れ
 - : 排ガスの流れ
 - : 蒸気の流れ
 - : 復水の流れ
 - : 汚水の流れ



5

工事工程

年	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度																							
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
実施設計	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
仮設工事	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
解体工事	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
煙突工事	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
建築工事	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
プラント工事	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
外構・植栽工事	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		
試運転	■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■			■		

6

工事内容

■ 仮設工事

既存建物・専用地下道の調査や仮囲い・北側の防音壁、現場事務所の設置などを行います。

■ 解体工事

仮設テントを設置して、プラント機器・建物の解体を行います。

■ 煙突工事

既存の内筒を撤去し、新しい内筒を設置します。また、外筒の調査・補修などを行います。

■ 建築工事

地下部の掘削を行った後、建物の建築を行います。さらに、内装・外壁などの仕上げを行います。

■ プラント工事

焼却炉設備や公害防止設備、発電設備などを据え付けます。

■ 外構・植栽工事

構内道路・植栽の整備などを行います。

7

作業計画・工事車両

■ 作業日及び作業時間

原則として、月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時までとし、日曜日、祝日及び年末年始は、作業を行わない日とします。ただし、次の作業は例外として行う場合があります。

- ① 緊急作業、中断が困難な作業 (例: 生コンクリートの打設)
- ② 交通法令上やむを得ない作業 (例: ボイラなどの大型機器の搬出入)
- ③ 騒音・振動・粉じんの発生が少ない作業 (例: 屋内仕上げ作業、試運転)

■ 車両台数

最大約116台/日

8

工事中の環境保全対策

■ 安全対策

- ・工事車両出入口には交通整理員を適切に配置し、通行者の安全を確保します。
- ・工事車両の運行については、交通法令を遵守し、交通安全に努めます。
- ・工事部分には仮囲いを設け警備員を配置し、工事の安全確保に努めます。

■ 騒音・振動対策

- ・低騒音・低振動型の建設機械を採用し、騒音・振動の発生抑制に努めます。
- ・騒音計、振動計を設置し、測定値をリアルタイムで監視します。
- ・仮設テントを設置し、解体工事における騒音の発生抑制に努めます。

■ 粉じん対策

- ・粉じんが発生する作業は、適時散水など必要な措置を行い、粉じんの飛散防止に努めます。
- ・粉じん計を設置し、測定値をリアルタイムで監視します。
- ・仮設テントを設置し、解体工事における粉じんの飛散防止に努めます。

■ 電波障害対策

- ・建設機械などによりテレビの受信障害が万一発生した場合は、速やかに対策を行います。

■ 排出ガス対策

- ・排出ガス対策型建設機械を採用します。
- ・工事に使用するディーゼル自動車は、粒子状物質規制に対応した車両を使用します。
- ・場内待機中の建設機械や工事車両は、アイドリングストップを徹底します。

■ 排水対策

- ・工事中の排水は、仮設処理設備で適切に処理します。

■ 地盤対策

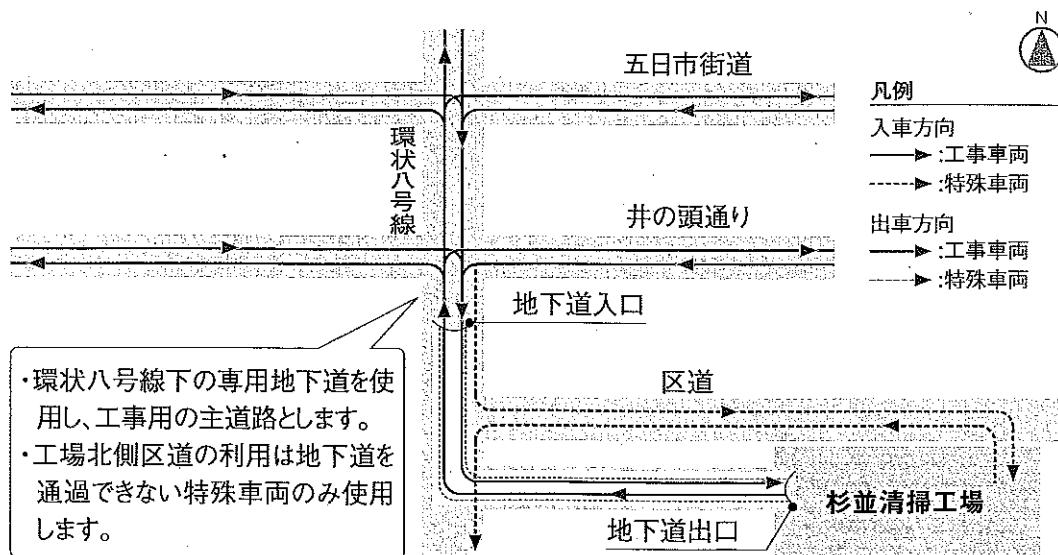
- ・掘削区域の周囲に山留め壁を構築し、周辺環境への影響を防止します。
- ・定期的に敷地周辺の地盤レベル調査などを行います。

■ 建設廃棄物の発生抑制

- ・資材搬入の際には、簡易梱包などにより、養生材の廃棄物の発生抑制に努めます。
- ・建替工事中は、3R (Reduce、Reuse、Recycle) に積極的に取り組みます。

9

工事車両ルート



ご意見をお寄せください

～ 杉並区一般廃棄物処理基本計画案について～

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）。

1 杉並区内にお住まいの方

お名前	ご住所
-----	-----

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前	ご住所
勤務先	
学校名	所在地

3 事業者の方

事業者名	所在地	代表者名
------	-----	------

【ご意見をご記入ください】

--

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵送またはファックスでお送りください。

期限 平成25年5月20日（月）

提出先 杉並区ごみ減量対策課事業計画係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03(3312)2111（代表）

FAX 03(3312)2306

ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ、区ホームページで平成25年7月頃に公表する予定です。